

都留市障害者計画

第7期障害福祉計画・ 第3期障害児福祉計画

令和6年度～8年度

(素案)

令和6年 月

目次

第1部 総論.....	1
第1章 計画の概要.....	1
第2章 障がいのある人を取り巻く現状.....	6
第3章 計画の理念と基本方針.....	38
第2部 障害者計画.....	39
第1章 計画の体系.....	39
第2章 施策の展開.....	40
第3部 第7期障害福祉計画.....	54
第1章 基本的な考え方.....	54
第2章 成果目標.....	57
第3章 障害福祉サービスの充実.....	65
第4章 活動指標.....	75
第4部 第3期障害児福祉計画.....	79
第1章 基本的な考え方.....	79
第2章 成果目標.....	80
第3章 障害児福祉サービスの充実.....	83
第4章 活動指標.....	85
第5部 計画の推進.....	86
第1章 計画の推進体制.....	86
第2章 計画の進行管理体制.....	87
資料編.....	88
1 都留市障害者計画等策定委員会条例.....	88
2 委員名簿.....	88
3 策定経過.....	88

第1部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称：障害者総合支援法、以下同じ）」を施行し、障がいのある人が住み慣れた地域で生活するための支援を推進してきました。

平成28年には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第65号）」が公布され、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととされました。

また、平成26年1月に障害者権利条約を批准したことを受けて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法、平成25年法律第65号）」が施行されるなど、障がい者の権利擁護等を目的とする一連の法律が整備されてきました。

令和3年には「改正障害者差別解消法」が公布され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されたほか、令和4年には「改正児童福祉法」公布、「障害者総合支援法等一部改正法」公布など、障がいのある人が希望する生活を営むことができる社会の実現に向けて、法律の改正が進められています。

本市では、令和3年3月に「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」を基本理念とした「都留市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、地域の誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指して施策の展開を図ってきました。

この度、「都留市障害者計画」及び「第6期障害福祉計画」並びに「第2期障害児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間の最終年度となるため、国や県の指針等を踏まえ、新たに「都留市障害者計画」及び「第7期障害福祉計画」並びに「第3期障害児福祉計画」を策定します。

障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず、共に住み慣れた地域で暮らすことができる社会（共生社会）を実現するためにつくられた法律で、日常生活や社会生活の支援を目的として、各種サービス等を定めています。

障害者差別解消法

障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指してつくられた法律で、正当な理由のない障がいを理由とした差別の禁止と、合理的配慮の提供を求めています。

2 計画の位置づけ

(1) 障害者計画について

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「市町村障害者計画」であり、国の障害者基本計画・県の障害者計画を基本として策定されます。また、この計画は、障がいのある人の状況等を鑑みて策定されるものであり、本市における障がい者施策の基本的な事項や方向性を定めるものとされています。

(2) 障害福祉計画について

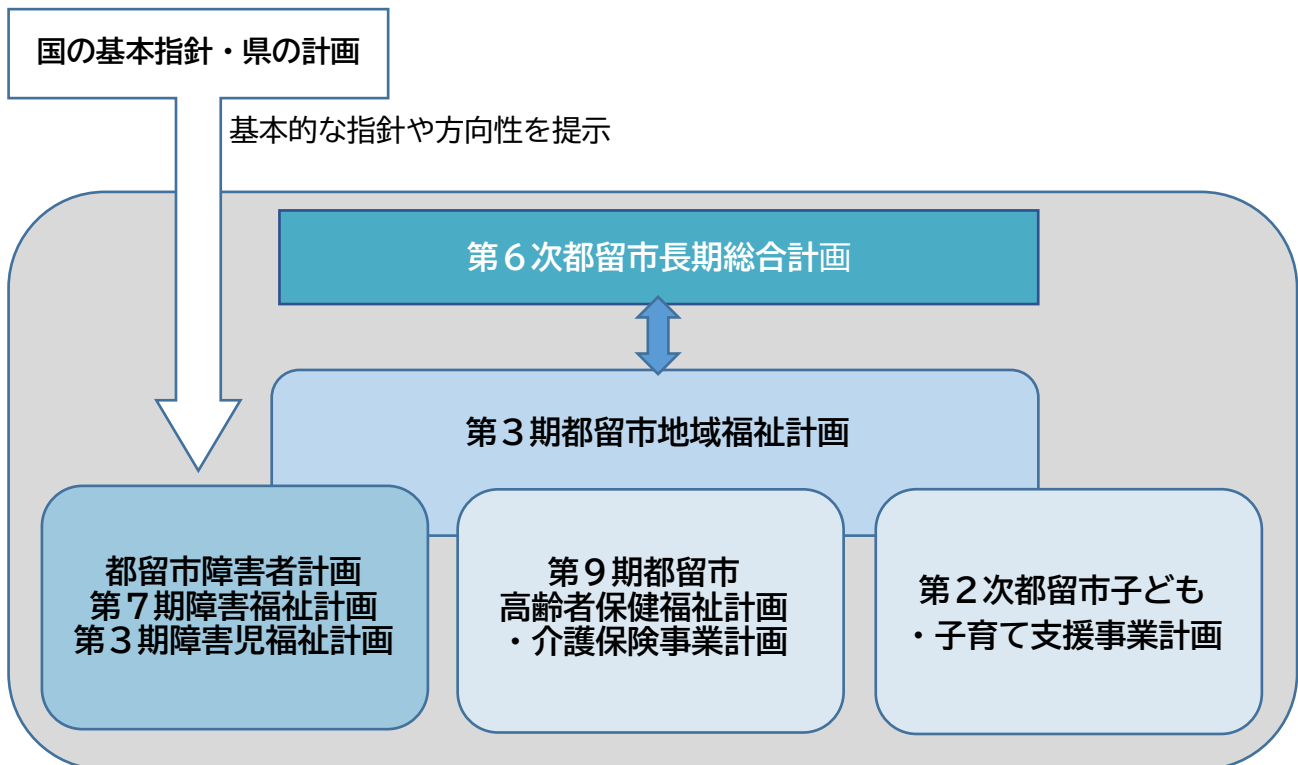
この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18歳以上の障がいのある人に対する障害福祉サービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

(3) 障害児福祉計画について

この計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」であり、国の基本指針に即して策定されます。この計画では、18歳未満の障がいのある子どもに対するサービスの具体的な数値目標を掲げ、適切なサービス量を維持して円滑に運営することが目的とされています。

(4) 関連計画との関係性について

これらの計画は、国や県の上位計画を基本として策定されるとともに、本市の長期総合計画や関連計画などとの整合を図りながら、策定されます。



3 計画の期間

計画の期間は、3計画ともに令和6年度～令和8年度の3年間となります。

計画の期間内であっても、社会情勢の大きな変化や関連法の改正等に伴い、計画の見直しが必要と判断された場合には見直しを行います。

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都留市	都留市障害者計画 (H30年度～R2年度)			都留市障害者計画 (R3年度～R5年度)			都留市障害者計画 (R6年度～R8年度)		
	第5期障害福祉計画 (H30年度～R2年度)			第6期障害福祉計画 (R3年度～R5年度)			第7期障害福祉計画 (R6年度～R8年度)		
	第1期障害児福祉計画 (H30年度～R2年度)			第2期障害児福祉計画 (R3年度～R5年度)			第3期障害児福祉計画 (R6年度～R8年度)		
山梨県	やまなし障害児 ・障害者プラン2018 (H30年度～R2年度)			やまなし障害児 ・障害者プラン2021 (R3年度～R5年度)			やまなし障害児 ・障害者プラン2024 (R6年度～R8年度)		
国	障害者基本計画(第4次) (H30年度～R4年度)					障害者基本計画(第5次) (R5年度～R9年度)			

4 計画の対象

本計画において対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

そのため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者に限らず、難病患者や療育の必要な児童等、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

また、計画の推進にあたっては、障がいの有無にかかわらず、全市民が連携、協働するものとなります。

5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本市における障がいのある人の現状を把握し、計画策定の基本資料とするため、障がいのある人と障がいのない人を対象としたアンケート調査を実施しました。

【調査対象者】

都留市在住の障害者手帳を所持している方

都留市在住の障害者手帳を所持していない18歳以上の方（無作為抽出）

【調査方法】

郵送配布・郵送回収

【調査期間】

令和5年8月25日～令和5年9月11日

回収状況	対象者数	有効回収数	有効回収率
障害者手帳を所持している方用調査	1,443件	666件	46.2%
障害者手帳を所持していない方用調査	200件	68件	34.0%

(2) 策定委員会の開催

学識経験者や障がい者団体関係者、保健・医療・福祉関係者等で構成される策定委員会を●回開催し、計画の策定について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年●月●日から令和6年●月●日までパブリックコメントを募集しました。

6 SDGsに対応した計画推進

SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」による、平成28年から令和12年までを期間として定める国際的な目標です。持続可能な世界を実現するための17の長期的なビジョン（ゴール）と、169の具体的な開発目標（ターゲット）で構成され、あらゆる不平等の是正や住み続けられるまちづくり等、様々な分野において地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ること为目标に掲げています。

本計画の推進においても、障害者・障害児の福祉サービスの充実のほか、庁内の関係各課と連携してSDGsの考え方を取り入れた障害者・障害児福祉施策を推進していきます。



第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 統計データからみる障がいのある人の現状

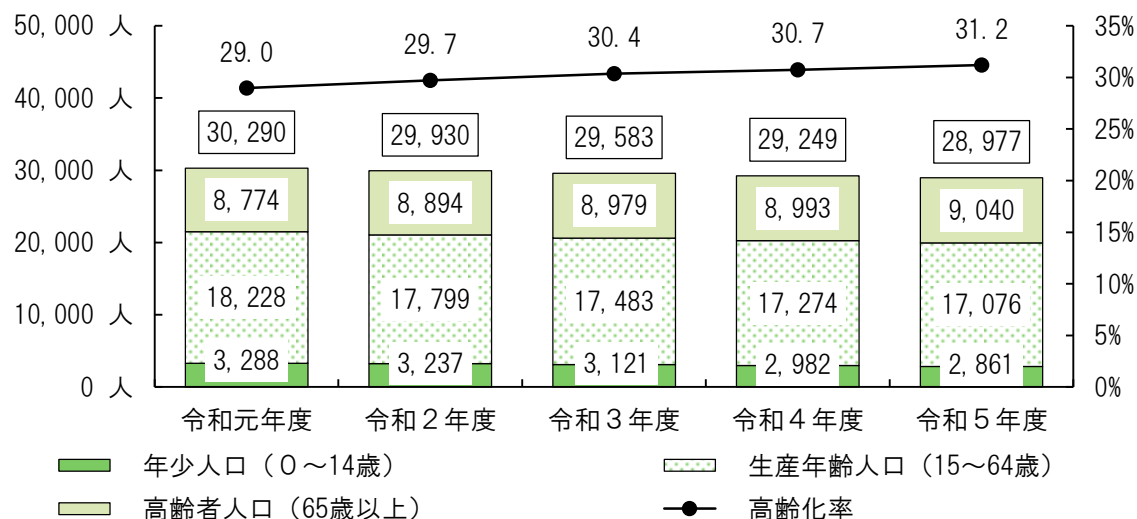
(1) 人口

年齢3区分別人口・高齢化率の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
総人口	30,290人	29,930人	29,583人	29,249人	28,977人
年少人口（0～14歳）	3,288人	3,237人	3,121人	2,982人	2,861人
生産年齢人口（15～64歳）	18,228人	17,799人	17,483人	17,274人	17,076人
高齢者人口（65歳以上）	8,774人	8,894人	8,979人	8,993人	9,040人
年少人口割合	10.9%	10.8%	10.5%	10.2%	9.9%
生産年齢人口割合	60.2%	59.5%	59.1%	59.1%	58.9%
高齢者人口割合	29.0%	29.7%	30.4%	30.7%	31.2%

（各年10月1日現在）

資料：住民基本台帳



本市の総人口は、年々減少傾向にあり、令和5年度には28,977人と、令和2年度以降30,000人を下回って推移しています。年齢3区分別にみると、「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」が減少傾向、「高齢者人口（65歳以上）」が増加傾向にあります。令和5年度には、「年少人口（0～14歳）」が2,861人（9.9%）、「生産年齢人口（15～64歳）」が17,076人（58.9%）、「高齢者人口（65歳以上）」が9,040人（31.2%）となっています。また、高齢化率は上昇傾向にあり、令和5年度には31.2%に達しています。

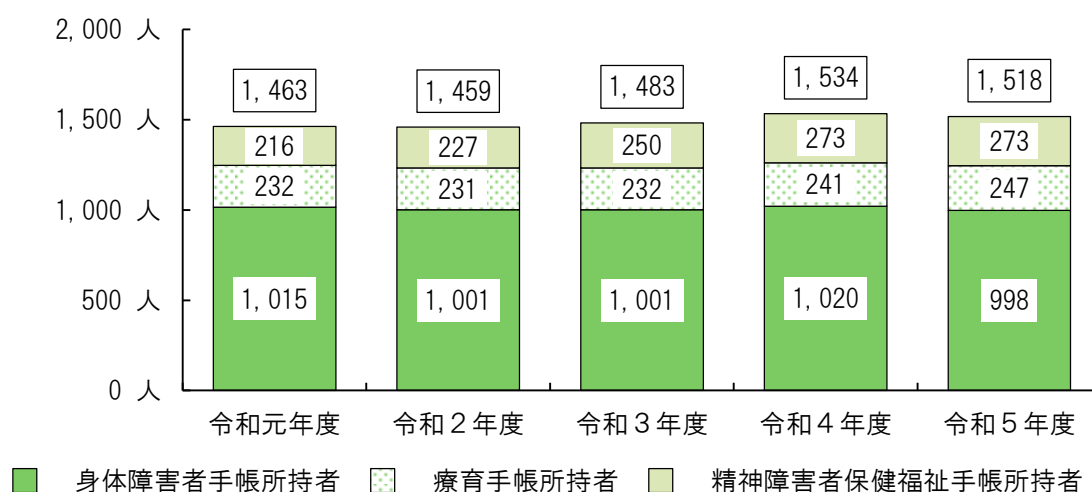
(2) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳の種類別 手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計	1,463人	1,459人	1,483人	1,534人	1,518人
身体障害者手帳所持者数	1,015人	1,001人	1,001人	1,020人	998人
療育手帳所持者数	232人	231人	232人	241人	247人
精神障害者 保健福祉手帳所持者数	216人	227人	250人	273人	273人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



障害者手帳所持者の推移をみると、年度によって多少の増減はあるものの、1,500人前後で推移しています。障害者手帳の種類別でみると、「身体障害者手帳所持者」が令和2年度以降減少傾向、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向にあります。令和5年度には、「身体障害者手帳所持者」が998人、「療育手帳所持者」が247人、「精神障害者保健福祉手帳所持者」が273人で、合計1,518人となっています。

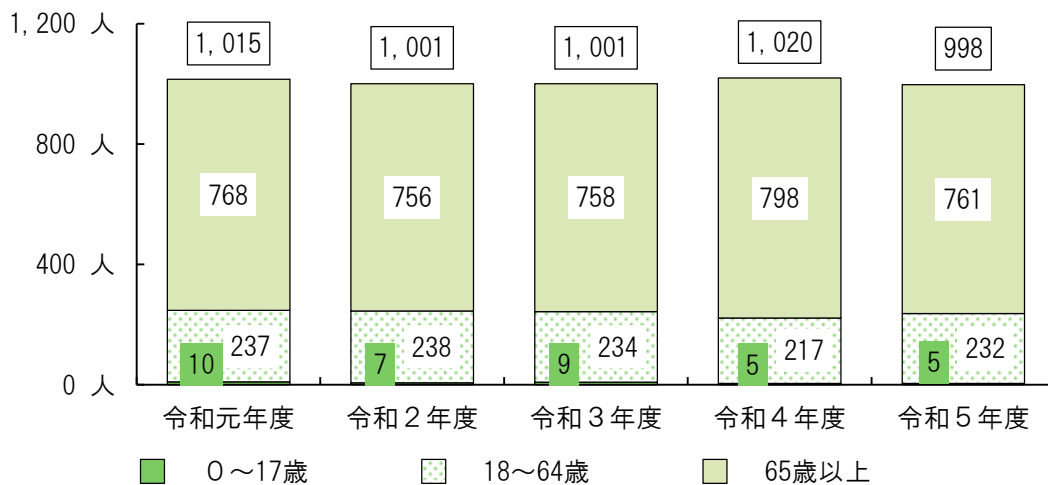
(3) 障害者手帳所持者の状況

年齢3区分別 身体障害者手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障害者手帳所持者	1,015人	1,001人	1,001人	1,020人	998人
0～17歳	10人	7人	9人	5人	5人
18～64歳	237人	238人	234人	217人	232人
65歳以上	768人	756人	758人	798人	761人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



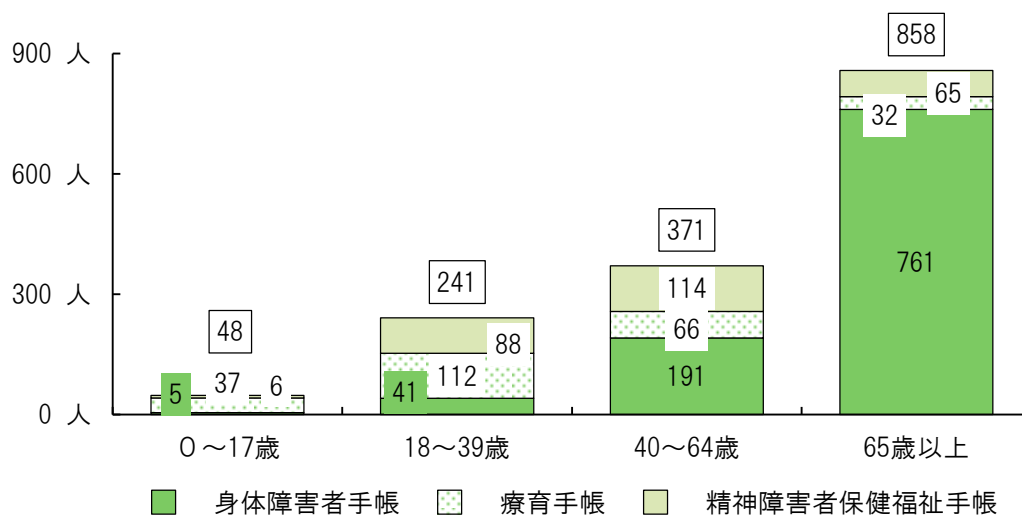
年齢3区分別の身体障害者手帳所持者は、令和5年度には、「0～17歳」が5人、「18～64歳」が232人、「65歳以上」が761人で、合計998人となっています。また、「65歳以上」の身体障害者手帳所持者が目立つように、令和元年度以降、「65歳以上」の身体障害者手帳所持者は身体障害者手帳所持者全体の75%以上を占めています。

年齢4区分別・障害者手帳の種類別 障害者手帳所持者数の状況

	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
障害者手帳所持者数	48人	241人	371人	858人
身体障害者手帳所持者数	5人	41人	191人	761人
療育手帳所持者数	37人	112人	66人	32人
精神障害者 保健福祉手帳所持者数	6人	88人	114人	65人
うち、身体障害者手帳と 療育手帳の両方の所持者数	1人	9人	5人	6人

(令和5年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



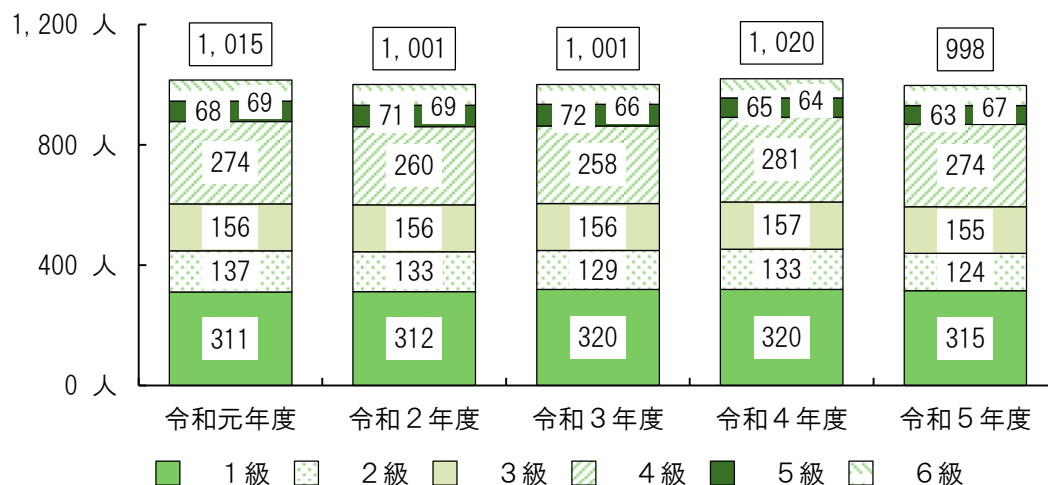
令和5年度の障害者手帳所持者は、1,518人（重複あり）となっています。年齢4区分別・障害者手帳の種類別にみると、0～17歳、18～39歳において「療育手帳」が最も多くなっているのに対し、40～64歳、65歳以上においては「身体障害者手帳」が最も多くなっています。なかでも、65歳以上における「身体障害者手帳」は761人と、市内の障害者手帳所持者の半数を占めています。

等級別 身体障害者手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障害者手帳所持者	1,015人	1,001人	1,001人	1,020人	998人
1級	311人	312人	320人	320人	315人
2級	137人	133人	129人	133人	124人
3級	156人	156人	156人	157人	155人
4級	274人	260人	258人	281人	274人
5級	68人	71人	72人	65人	63人
6級	69人	69人	66人	64人	67人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



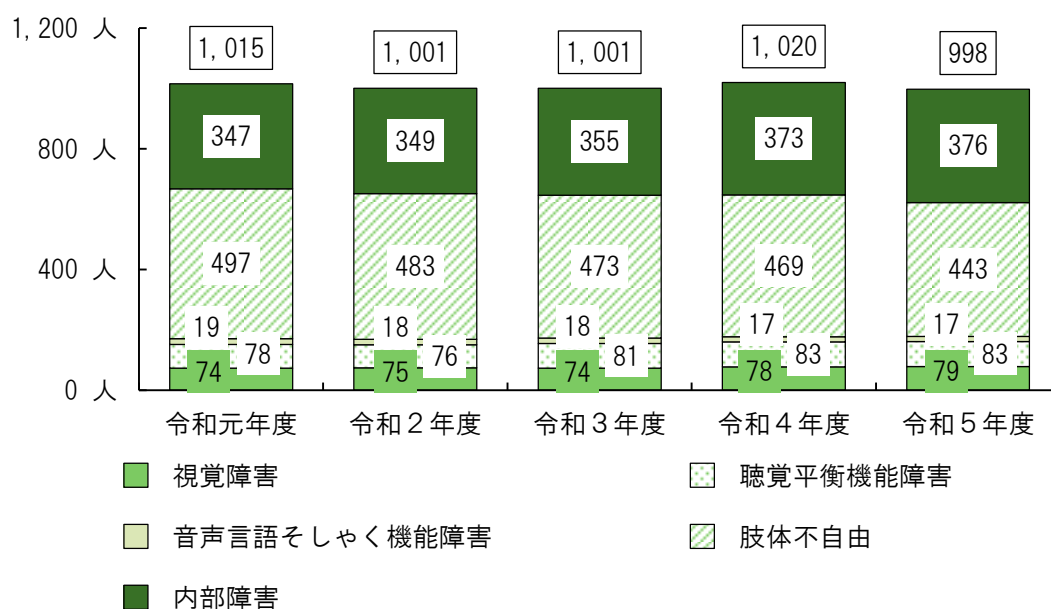
等級別の身体障害者手帳所持者の推移をみると、すべての等級はほぼ横ばいで推移しています。

障害種類別 身体障害者手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
身体障害者手帳所持者	1,015人	1,001人	1,001人	1,020人	998人
視覚障害	74人	75人	74人	78人	79人
聴覚平衡機能障害	78人	76人	81人	83人	83人
音声言語そしゃく機能障害	19人	18人	18人	17人	17人
肢体不自由	497人	483人	473人	469人	443人
内部障害	347人	349人	355人	373人	376人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



障害種類別の身体障害者手帳所持者の推移をみると、「肢体不自由」が減少傾向、「内部障害」がやや増加傾向となっています。

障害種類別・等級別 身体障害者手帳所持者数の状況

	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部障害	総数
身体障害者 手帳所持者	79人	83人	17人	443人	376人	998人
1級	26人	0人	1人	79人	209人	315人
2級	22人	18人	0人	78人	6人	124人
3級	4人	6人	11人	85人	49人	155人
4級	10人	27人	5人	120人	112人	274人
5級	16人	2人	0人	45人	0人	63人
6級	1人	30人	0人	36人	0人	67人

(令和5年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

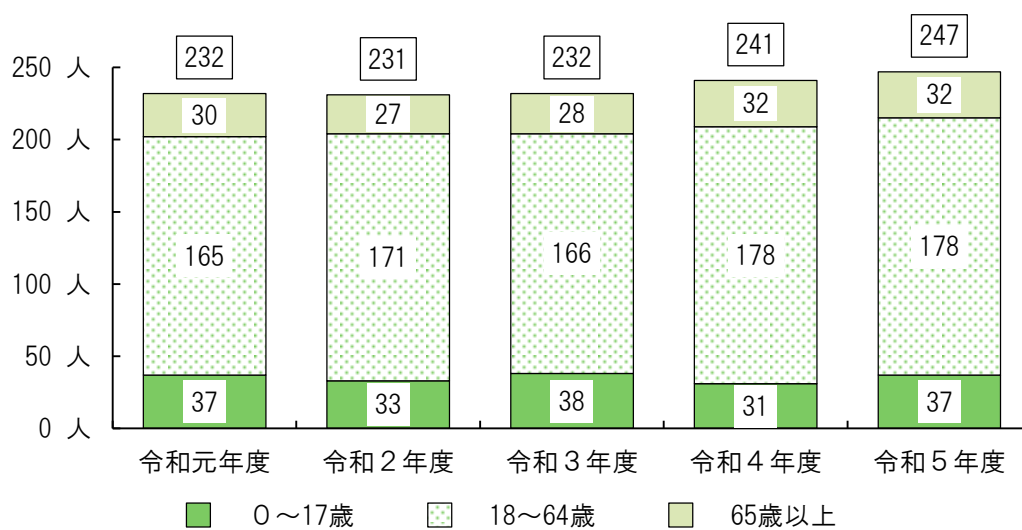
令和5年度の障害種類別・等級別の身体障害者手帳所持者は、音声言語そしゃく機能障害の3級(64.7%)、内部障害の1級(55.6%)がそれぞれの障害の総数の半数以上を占めています。また、『重度』(1級+2級)は、内部障害で215人(49.0%)と、約5割となっています。

年齢3区分別 療育手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療育手帳所持者	232人	231人	232人	241人	247人
0～17歳	37人	33人	38人	31人	37人
18～64歳	165人	171人	166人	178人	178人
65歳以上	30人	27人	28人	32人	32人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



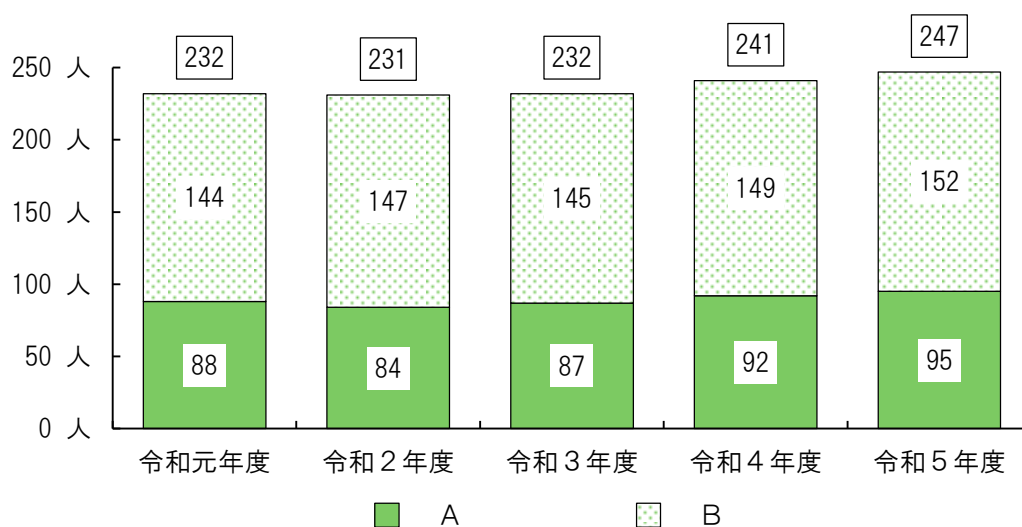
年齢3区分別の療育手帳所持者の推移をみると、「18～64歳」が微増傾向となっています。令和5年度は、「0～17歳」が37人、「18～64歳」が178人、「65歳以上」が32人で、合計247人となっています。

障害の程度別 療育手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療育手帳所持者	232人	231人	232人	241人	247人
A	88人	84人	87人	92人	95人
B	144人	147人	145人	149人	152人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



障害の程度別の療育手帳所持者の推移をみると、「A」と「B」ともに横ばいで推移しています。令和5年度は、「A」が95人、「B」が152人で、合計247人となっています。

年齢4区分別・障害の程度別 療育手帳所持者数の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
療育手帳所持者	247人	37人	112人	66人	32人
A	95人	15人	29人	30人	21人
B	152人	22人	83人	36人	11人

(令和5年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

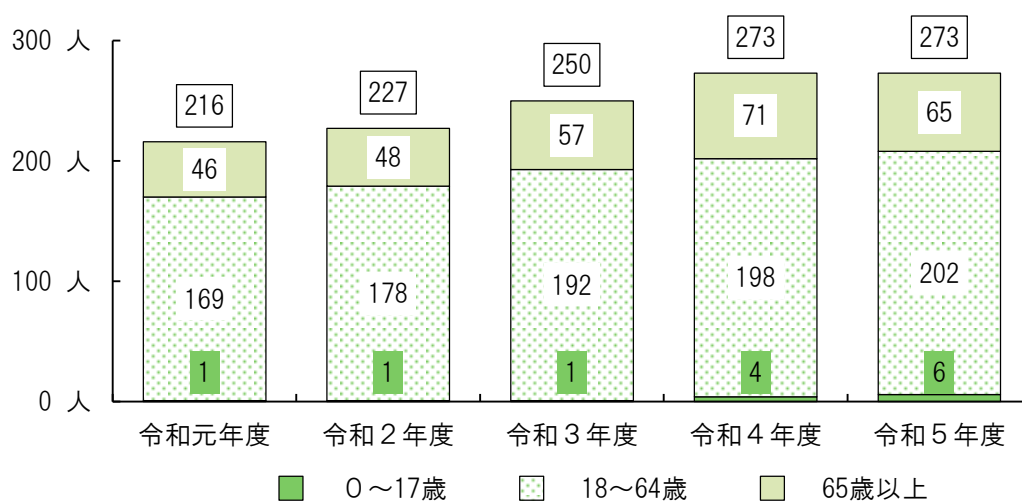
令和5年度の年齢4区分別・障害の程度別の療育手帳所持者は、0～17歳、18～39歳、40～64歳においては「B」が「A」よりも多く、65歳以上においては「A」が「B」よりも多くなっています。

年齢3区分別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者 保健福祉手帳所持者	216人	227人	250人	273人	273人
0～17歳	1人	1人	1人	4人	6人
18～64歳	169人	178人	192人	198人	202人
65歳以上	46人	48人	57人	71人	65人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



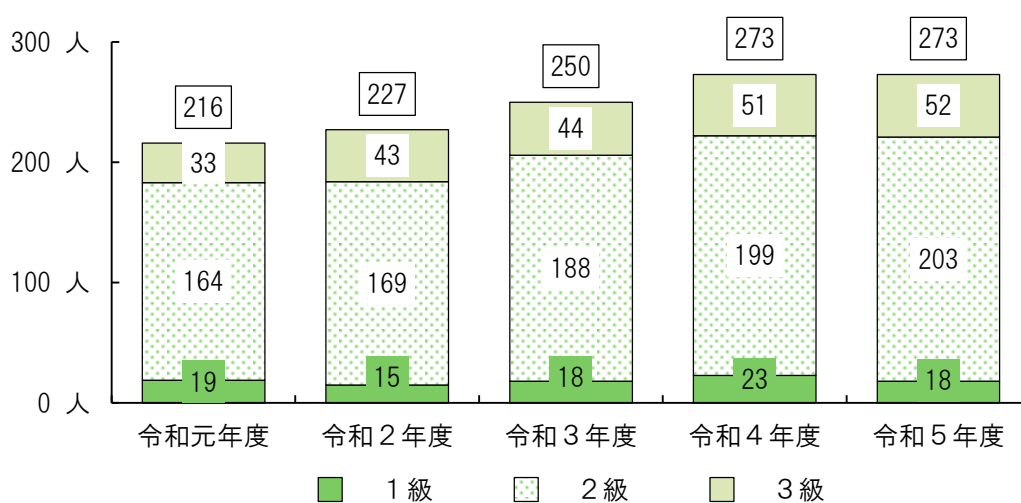
年齢3区分別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、「0～17歳」が横ばい、「18～64歳」、「65歳以上」が増加傾向にあります。令和5年度においては令和元年度より57人増加しています。

等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
精神障害者 保健福祉手帳所持者	216人	227人	250人	273人	273人
1級	19人	15人	18人	23人	18人
2級	164人	169人	188人	199人	203人
3級	33人	43人	44人	51人	52人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ



等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、「2級」、「3級」が増加傾向にあります。また、令和5年度は「1級」が18人、「2級」が203人、「3級」が52人で、合計273人と、令和元年度以降、令和4年度と並んで最も多くなっています。

年齢4区分別・等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の状況

	総数	0～17歳	18～39歳	40～64歳	65歳以上
精神障害者 保健福祉手帳所持者	273人	6人	88人	114人	65人
1級	18人	0人	2人	5人	11人
2級	203人	0人	64人	93人	46人
3級	52人	6人	22人	16人	8人

(令和5年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

令和5年度の年齢4区分別・等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者は、人数の少ない0～17歳を除いた年齢区分すべてにおいて「2級」が大半を占めています。

(4) 就学の状況

障害児学級の状況（小学校）

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置校数	6校	6校	6校	6校	7校
学級数	9学級	9学級	9学級	9学級	12学級
児童数	18人	17人	17人	19人	22人

資料：「学校基本調査」（各年5月1日現在）

小学校の障害児学級の状況は、上表のとおりです。

設置校数・学級数は年度によって異なりますが、児童数は20人前後で推移しており、令和5年度は7校・12級・22人となっています。

障害児学級の状況（中学校）

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
設置校数	3校	3校	3校	3校	3校
学級数	7級	5級	7級	6級	5級
生徒数	14人	13人	16人	17人	15人

資料：「学校基本調査」（各年5月1日現在）

中学校の障害児学級の状況は、上表のとおりです。

設置校数は3校、学級数は5～7級、生徒数は15人前後で推移しており、令和5年度は3校・5級・15人となっています。

通級指導教室の状況（小学校）

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童数	39人	42人	45人	55人	63人

資料：「特別支援学級学級編成」（各年1月中）

通級指導教室の児童数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度には63人となっています。

支援学校の状況

やまびこ支援学校	令和 元年度			令和 2年度			令和 3年度			令和 4年度			令和 5年度		
	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高	小	中	高
児童数（都留市在住）	5	6	17	6	5	10	5	4	10	5	2	8	5	3	7
合計	28人			21人			19人			15人			15人		

資料：都留市福祉課調べ

都留市在住の支援学校の児童数は、令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度には15人となっています。

(5) 重度心身障害者医療費受給者の状況

受給資格の種別による重度心身障害者医療費受給者の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
重度心身障害者医療費 受給者数	884人	879人	922人	919人	937人
身体障害者手帳	534人	520人	537人	524人	524人
精神障害者福祉手帳	103人	118人	129人	133人	132人
療育手帳	43人	42人	43人	50人	52人
障害年金	183人	179人	188人	191人	197人
特別児童扶養手当	21人	20人	25人	21人	32人

(各年10月1日現在)

資料：都留市福祉課調べ

受給資格の種別による重度心身障害者医療費受給者の推移をみると、重度心身障害者医療費受給者数の合計は令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度では937人となっています。また、身体障害者手帳所持者は横ばい、その他の区分は微増傾向となっています。

(6) 難病患者の状況

特定疾患医療給付受給者の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
合計	184人	192人	206人	197人	204人
特定疾患	162人	170人	187人	181人	188人
小児慢性特定疾患	22人	22人	19人	16人	16人

資料：富士・東部保健福祉事務所（各年4月1日現在）

特定疾患医療給付受給者の推移をみると、特定疾患は増加傾向にあり、令和5年度は、特定疾患が188人、小児慢性特定疾患が16人で、合計204人となっています。

2 アンケート調査結果からみる障がいのある人の現状

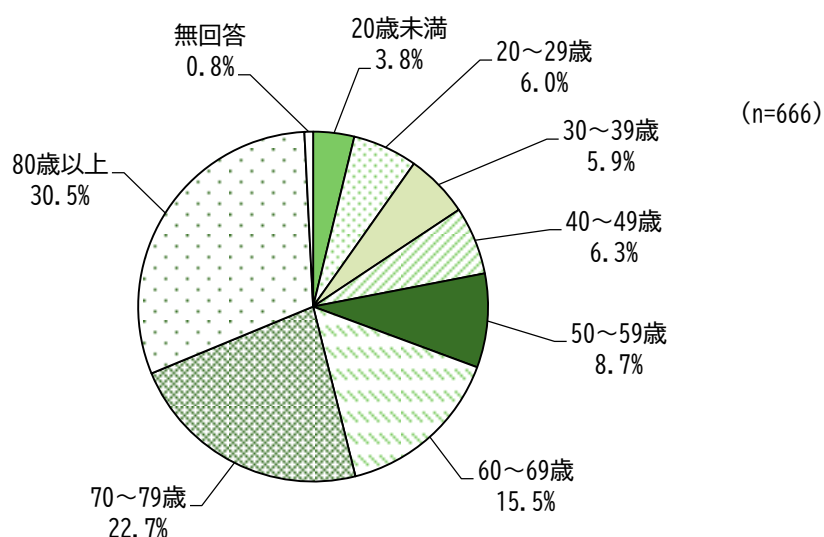
(1) 調査結果の見方

- ・回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で示しています。
- ・百分率は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100％にならないことがあります。
- ・1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100％を超える場合があります。
- ・この調査結果は抜粋のため、調査したすべての項目について掲載しているわけではありません。

(2) 障害者手帳を所持している方用調査結果

1 年齢

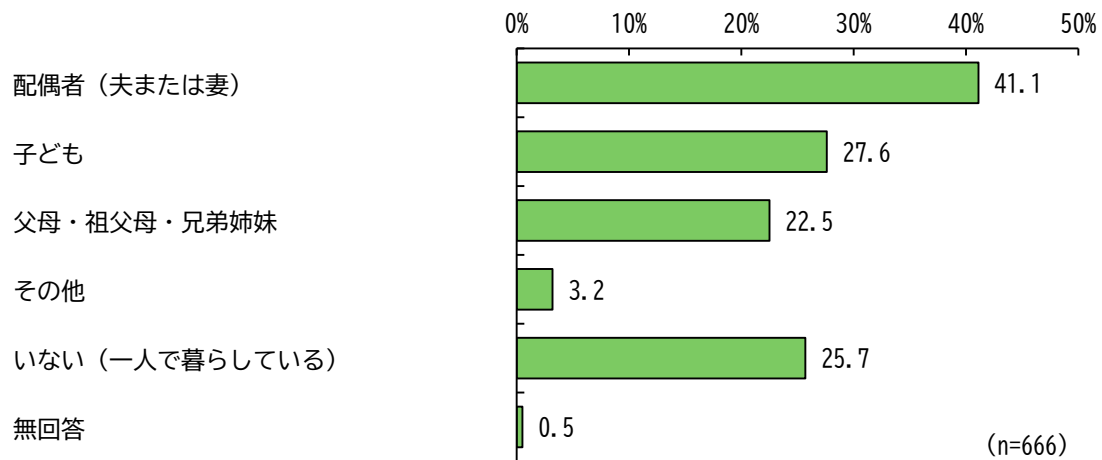
問2 あなたの年齢をお答えください。（令和5年8月1日現在）



年齢については、「80歳以上」が30.5%と最も多く、次いで「70～79歳」が22.7%、「60～69歳」が15.5%などとなっています。

2 同居人

問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)

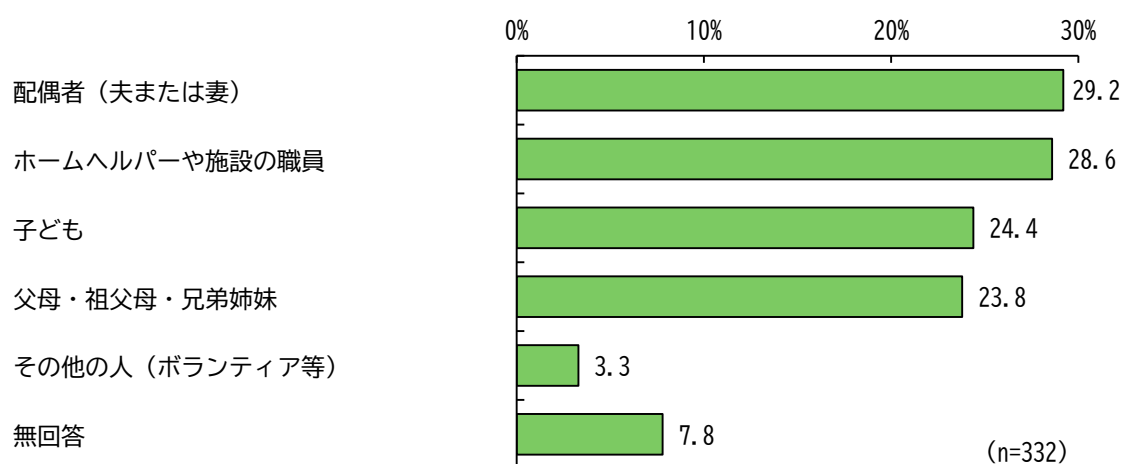


同居人については、「配偶者 (夫または妻)」が41.1%と最も多く、次いで「子ども」が27.6%、「父母・祖父母・兄弟姉妹」が22.5%などとなっています。また、「いない (一人で暮らしている)」が25.7%となっています。

3 介助者

問6で「2～3. 介助が必要」を選択された方にお伺いします。

問7 あなたを介助してくれる方は、主にどなたですか。(あてはまるものすべてに○)

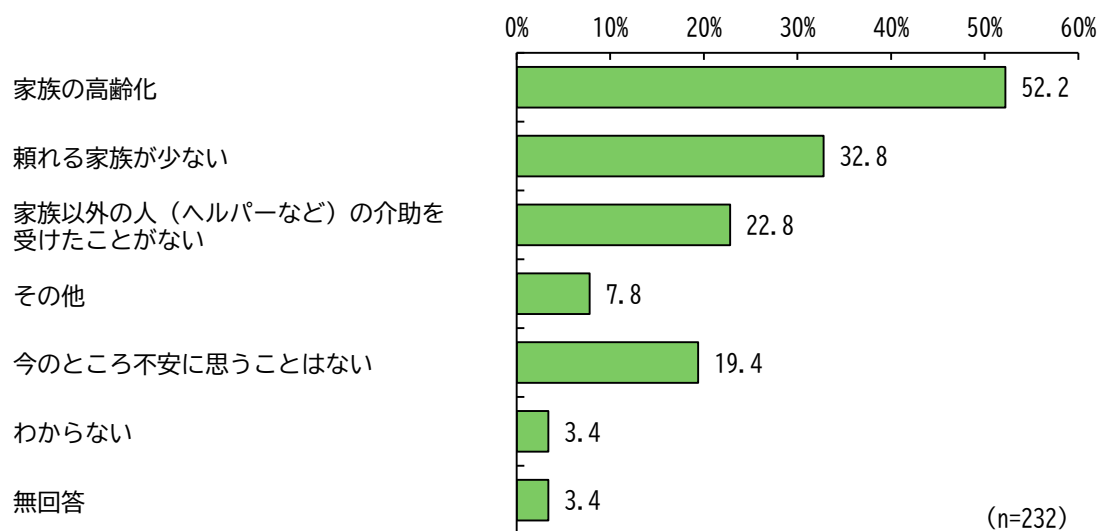


介助者については、「配偶者（夫または妻）」が29.2%と最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が28.6%、「子ども」が24.4%などとなっています。

4 介助者への不安

問7で「1～3. 家族が主な介助者」を選択された方にお伺いします。

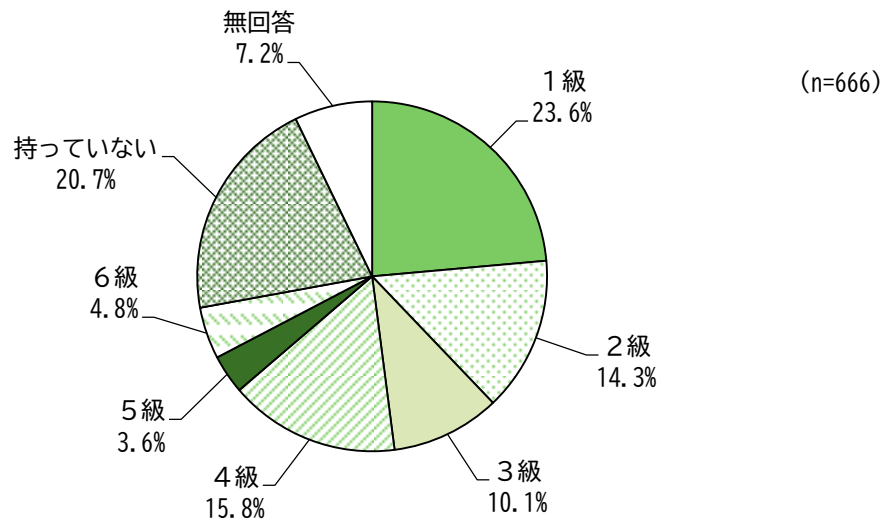
問9 介助者について、不安に思うことはありますか。(あてはまるものすべてに○)



介助者への不安については、「家族の高齢化」が52.2%と最も多く、次いで「頼れる家族が少ない」が32.8%、「家族以外の人（ヘルパーなど）の介助を受けたことがない」が22.8%などとなっています。

5 身体障害者手帳の所持

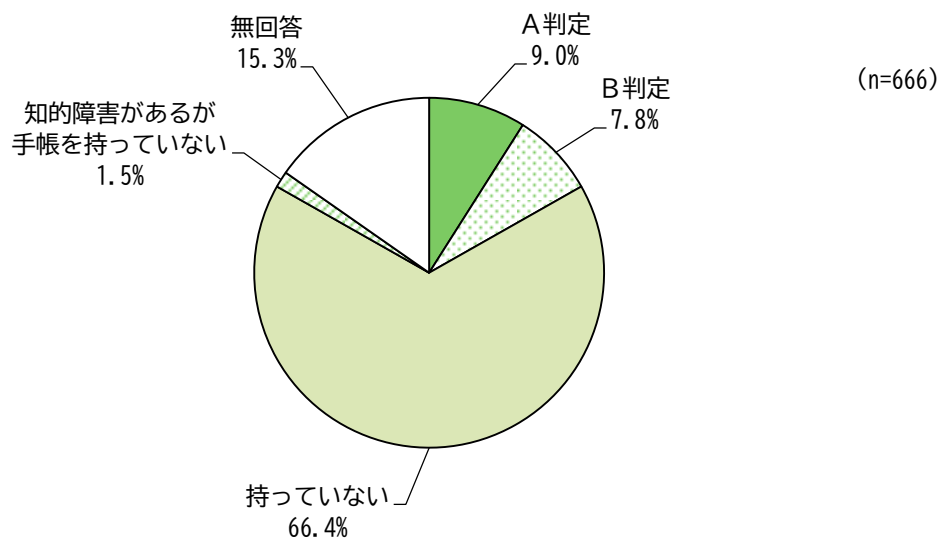
問10 あなたは、身体障害者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



身体障害者手帳の所持については、「1級」が23.6%と最も多く、次いで「持っていない」が20.7%、「4級」が15.8%などとなっています。

6 療育手帳の所持

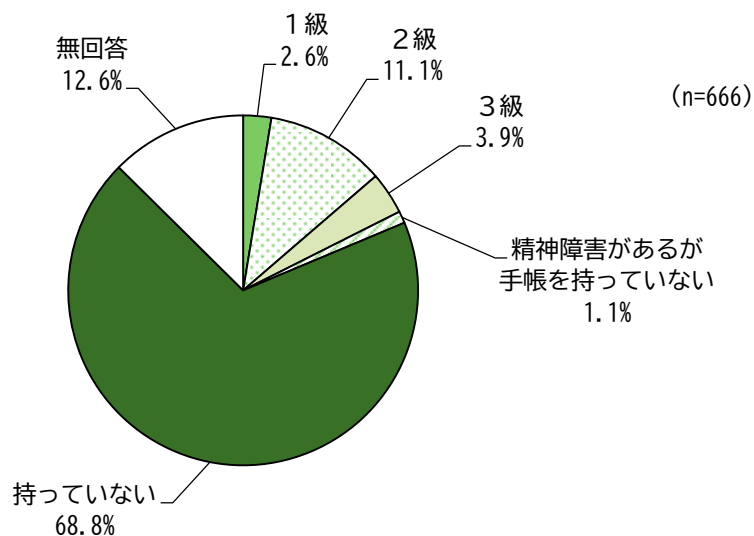
問12 あなたは、療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



療育手帳の所持については、「A判定」が9.0%、「B判定」が7.8%、「持っていない」が66.4%、「知的障害があるが手帳を持っていない」が1.5%となっています。

7 精神障害者保健福祉手帳の所持

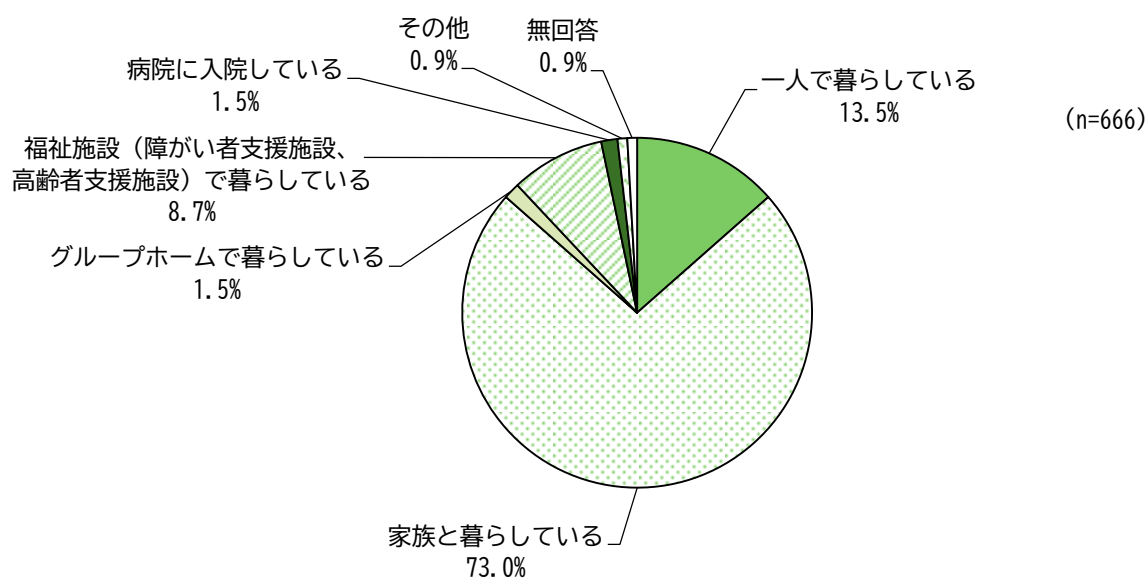
問13 あなたは、精神障害者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)



精神障害者保健福祉手帳の所持については、「持っていない」が68.8%と最も多く、次いで「2級」が11.1%、「3級」が3.9%などとなっています。

8 暮らし

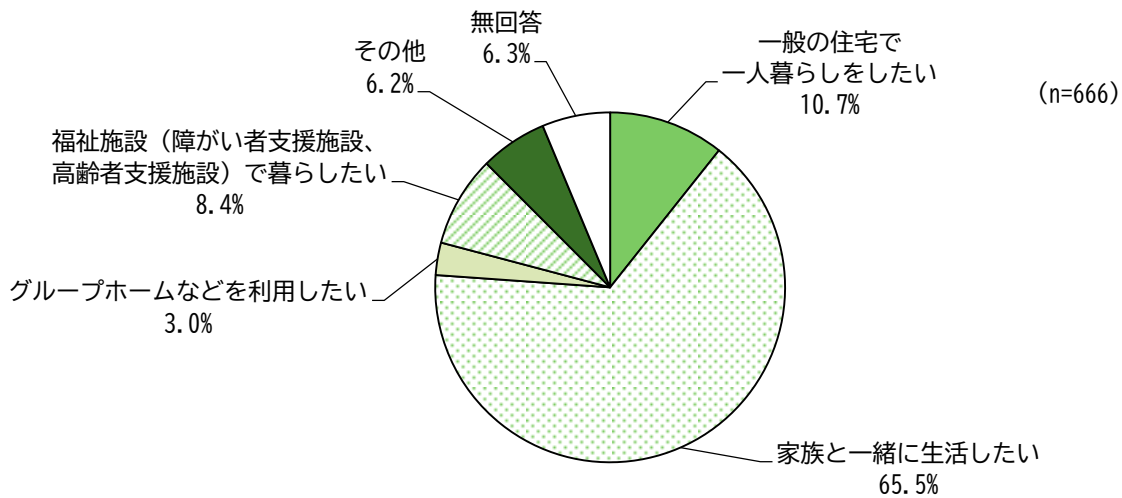
問19 現在、あなたはどのように暮らしていますか。(○は1つだけ)



暮らしについては、「家族と暮らしている」が73.0%と最も多く、次いで「一人で暮らしている」が13.5%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が8.7%などとなっています。

9 3年以内の未来の暮らし

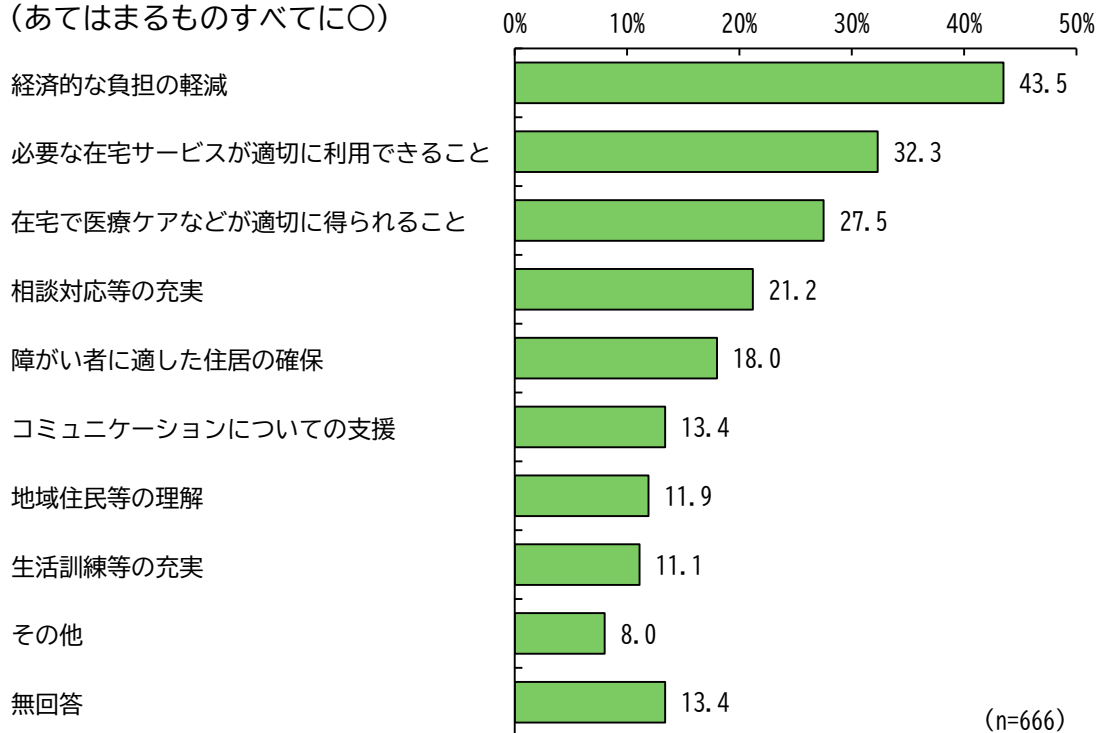
問21 あなたは今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思いますか。(○は1つだけ)



3年以内の未来の暮らしについては、「家族と一緒に生活したい」が65.5%と最も多く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が10.7%、「福祉施設（障がい者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい」が8.4%などとなっています。

10 希望する支援

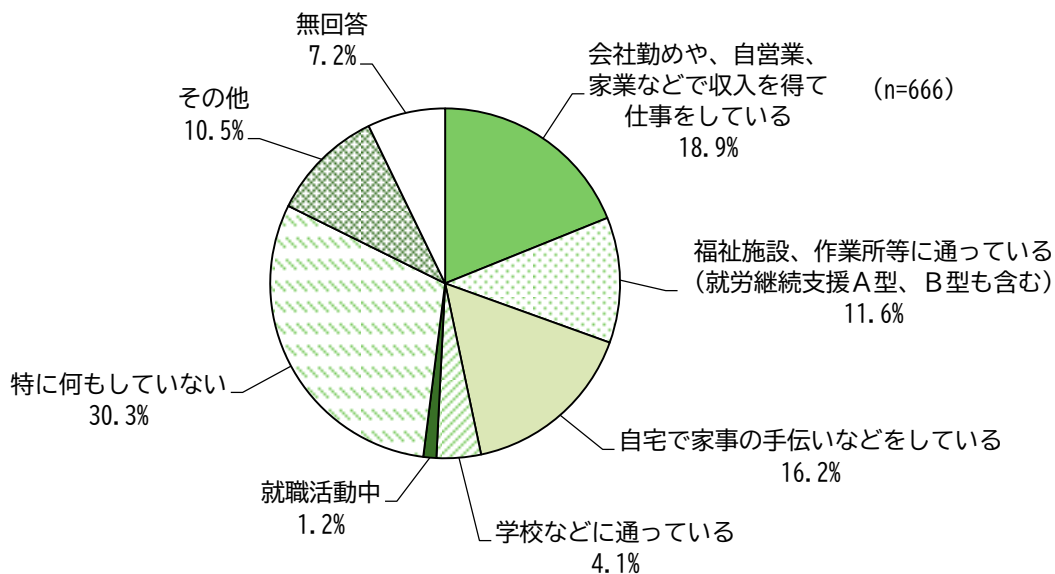
問22 あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



希望する支援については、「経済的な負担の軽減」が43.5%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が32.3%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が27.5%などとなっています。

11 日中の過ごし方

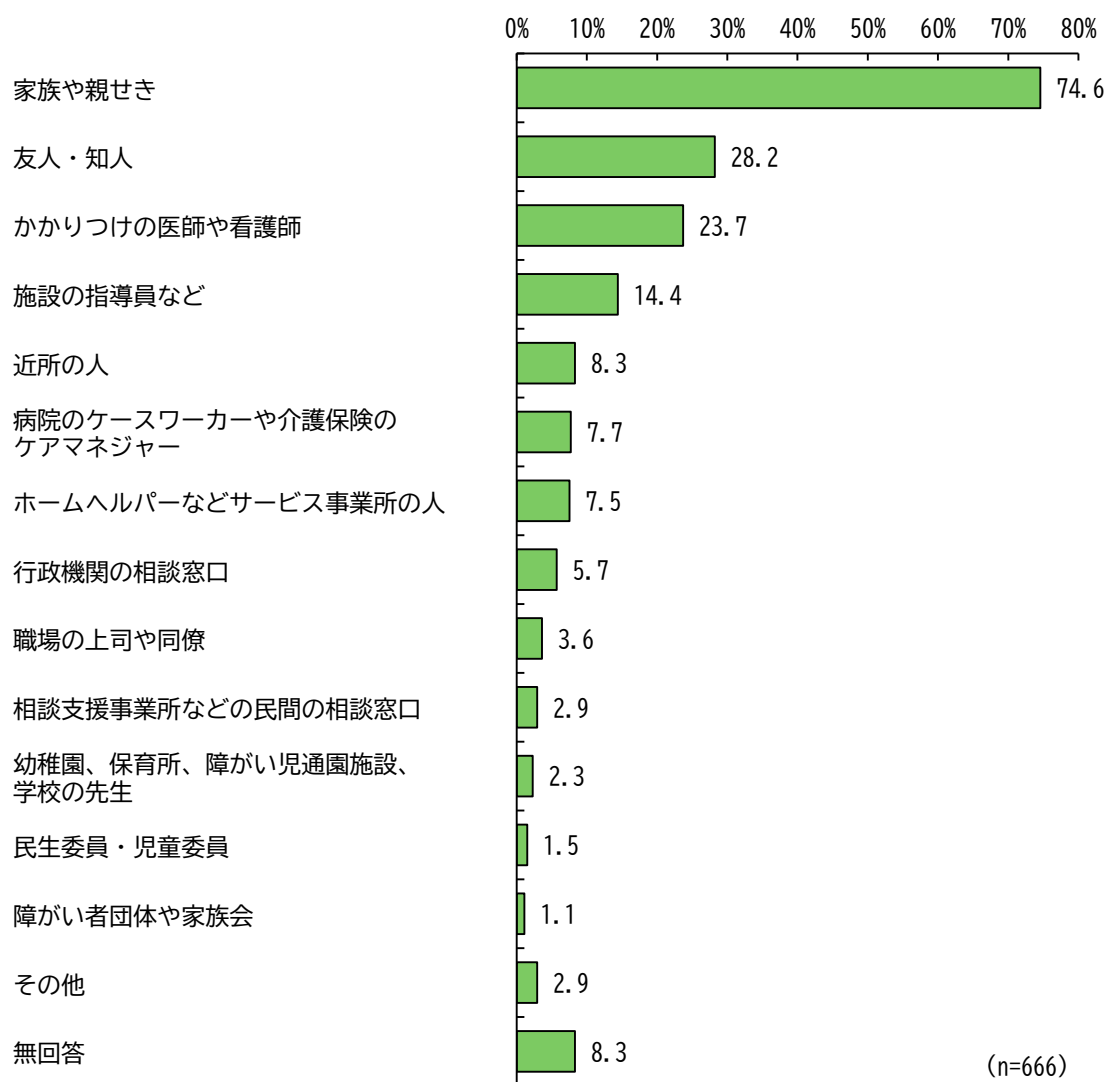
問25 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(○は1つだけ)



日中の過ごし方については、「特に何もしていない」が30.3%と最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が18.9%、「自宅で家事の手伝いなどを行っている」が16.2%などとなっています。

12 相談相手

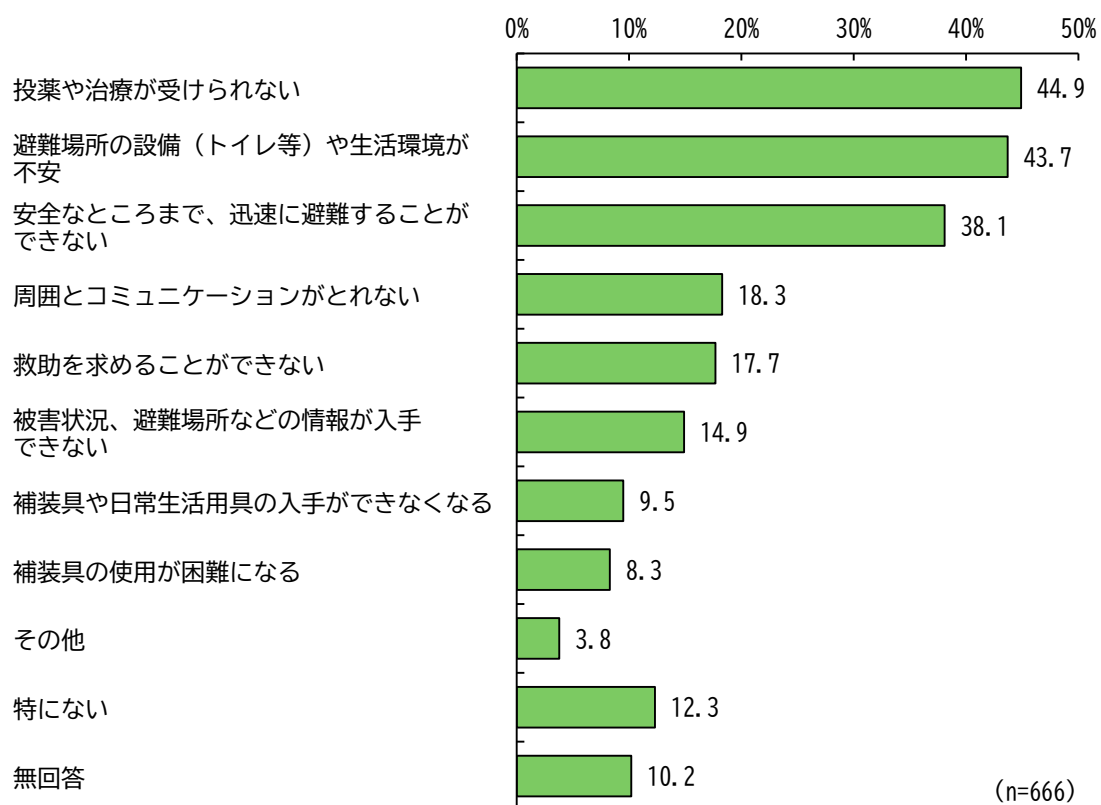
問37 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。(あてはまるものすべてに○)



相談相手については、「家族や親せき」が74.6%と最も多く、次いで「友人・知人」が28.2%、「かかりつけの医師や看護師」が23.7%などとなっています。

13 災害時に困ること

問50 あなたが、火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



災害時に困ることについては、「投薬や治療が受けられない」が44.9%と最も多く、次いで「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が43.7%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が38.1%などとなっています。

14 福祉のまちづくりへの施策

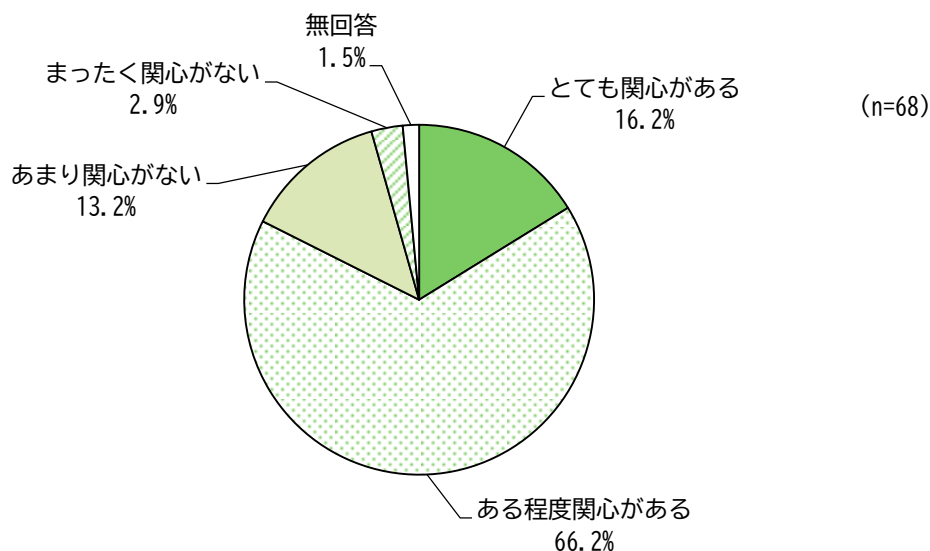
問53 あなたは、福祉のまちづくりを推進していくために、どのようなことが必要だと考えますか。
(○は主なもの3つまで)



福祉のまちづくりへの施策については、「相談体制・窓口の充実」が31.2%と最も多く、次いで「サービス利用手続きの簡素化」が29.3%、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が24.5%などとなっています。

(3) 障害者手帳を所持していない方用調査結果**1 障がい福祉への関心**

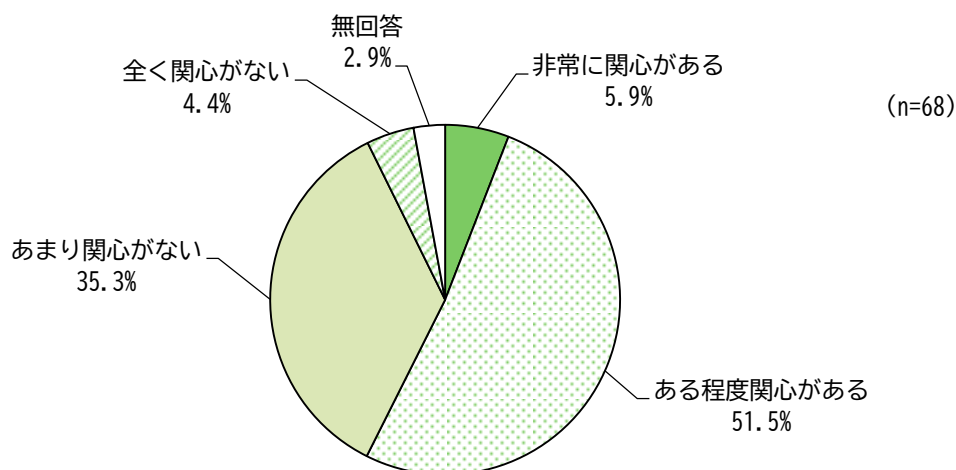
問5 あなたは、障がいのある人や難病と認定された人の福祉について関心がありますか。
(○は1つだけ)



障がい福祉への関心については、「とても関心がある」が16.2%、「ある程度関心がある」が66.2%、「あまり関心がない」が13.2%、「まったく関心がない」が2.9%となっています。

2 ボランティア活動への関心

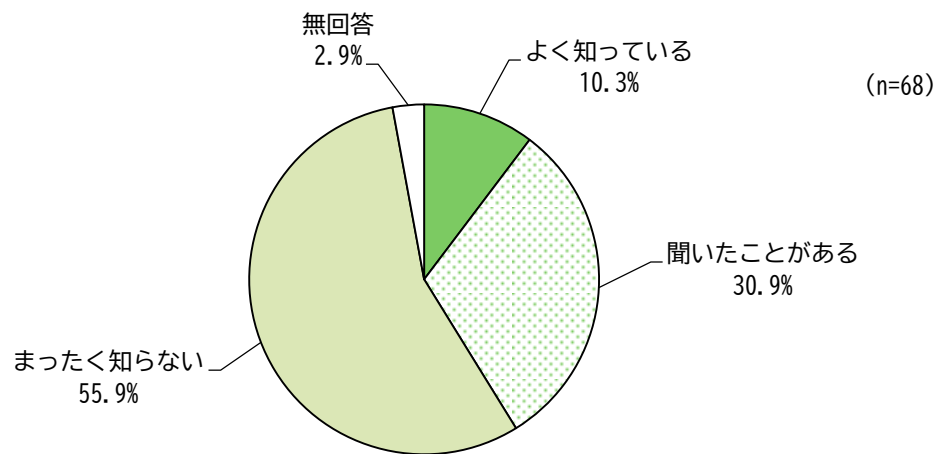
問13 あなたは障がいのある人に対するボランティア活動に関心がありますか。(○は1つだけ)



ボランティア活動への関心については、「非常に関心がある」が5.9%、「ある程度関心がある」が51.5%、「あまり関心がない」が35.3%、「全く関心がない」が4.4%となっています。

3 合理的配慮

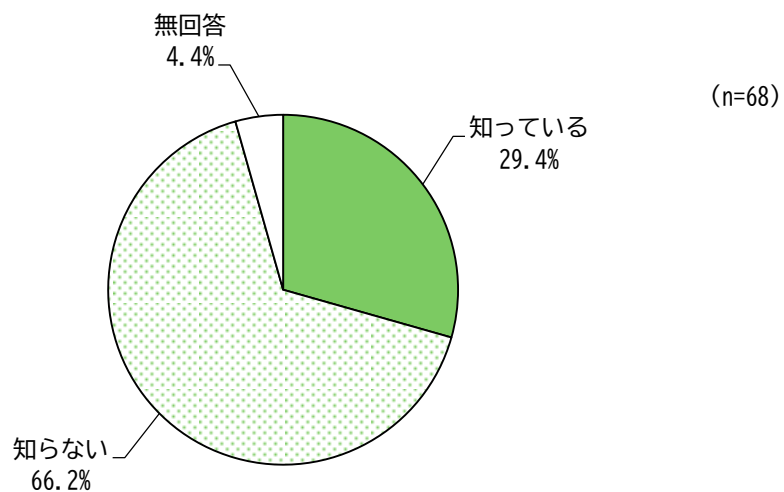
問16 あなたは、合理的配慮という言葉を知っていますか。(○は1つだけ)



合理的配慮については、「よく知っている」が10.3%、「聞いたことがある」が30.9%、「まったく知らない」が55.9%となっています。

4 ヘルプカード

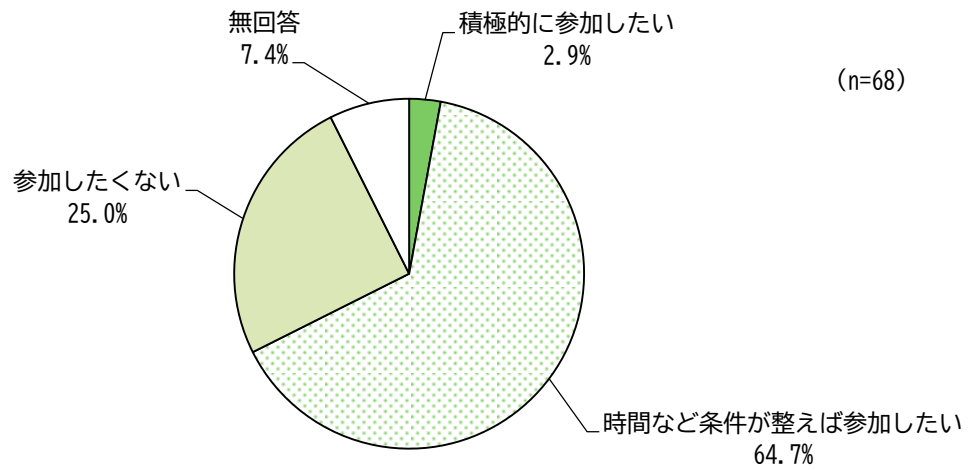
問17 あなたは、ヘルプカードを知っていますか(○は1つだけ)



ヘルプカードについては、「知っている」が29.4%、「知らない」が66.2%となっています。

5 ボランティア活動

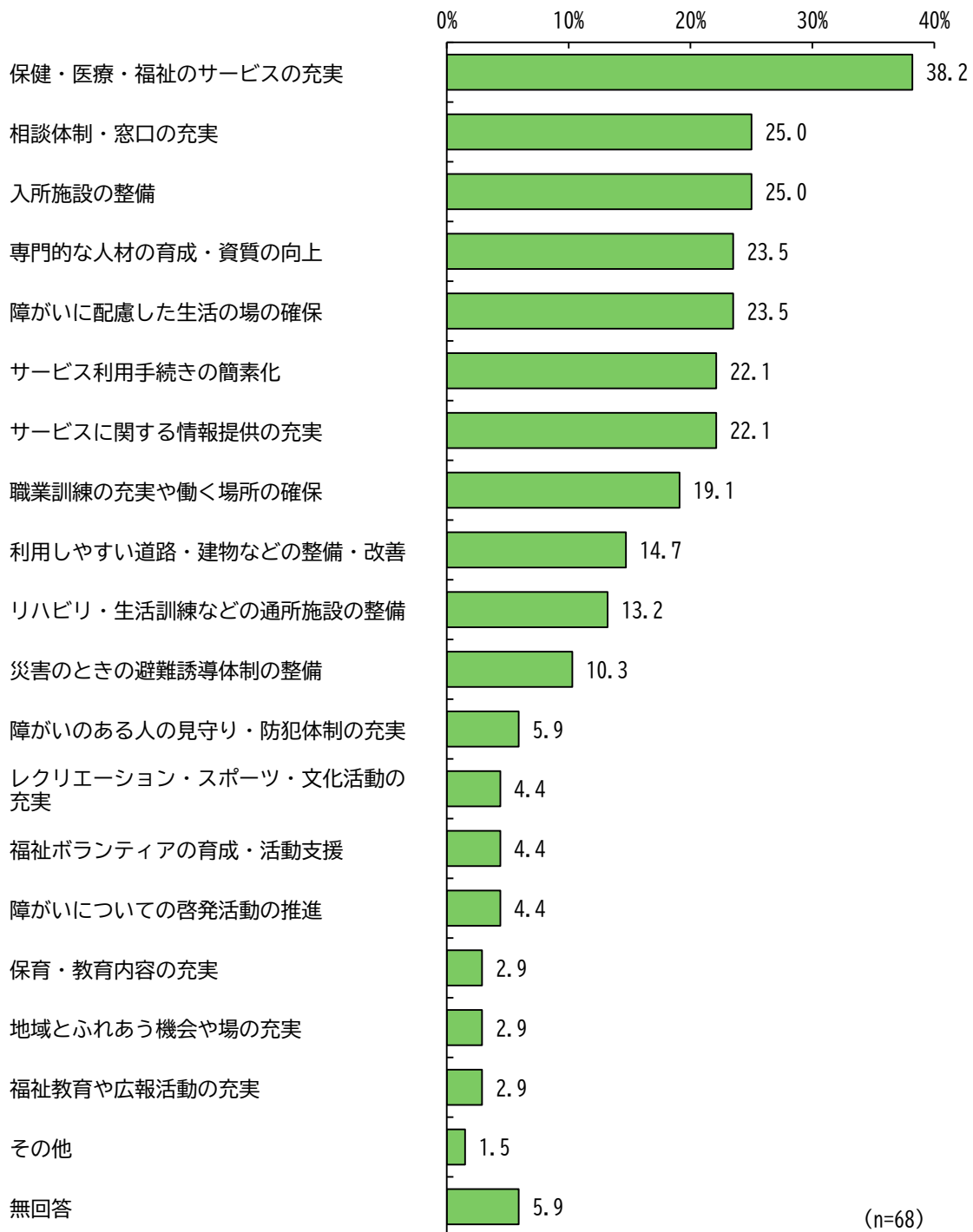
問21 あなたは、障がいのある人との交流会や、ボランティア活動に参加したいと思いますか。
(○は1つだけ)



ボランティア活動については、「積極的に参加したい」が2.9%、「時間など条件が整えば参加したい」が64.7%、「参加したくない」が25.0%となっています。

6 福祉のまちづくりへの施策

問22 福祉のまちづくりを推進していくために、市が特に力を入れていく必要があるのは、どのようなことだと考えますか。(〇は主なもの3つまで)



福祉のまちづくりへの施策については、「保健・医療・福祉のサービスの充実」が38.2%と最も多く、次いで「相談体制・窓口の充実」と「入所施設の整備」が25.0%、「専門的な人材の育成・資質の向上」と「障がいに関心した生活の場の確保」が23.5%などとなっています。

3 計画策定における課題の整理

統計データ、アンケート調査結果及び策定委員会等での検討結果に基づき、本市の課題を以下のように整理しました。本計画では、これらの課題解決に向けて取り組んでいきます。

1 福祉サービスの充実

◎今後3年以内にどのように暮らしたいか

今後3年以内にどのように暮らしたいか

一般の住宅で 一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活したい	福祉施設で暮らしたい + グループホームなどを利用したい
10.7%	65.5%	11.4%

◎希望する暮らしを送るために必要な支援の充実

希望する暮らしを送るための支援の上位3項目

第1位	第2位	第3位
経済的な負担の軽減 (43.5%)	必要な在宅サービスが 適切に利用できること (32.3%)	在宅で医療ケアなどが適切に 得られること (27.5%)

今後3年以内にどのように暮らしたいかについては、家族と一緒に暮らしたいが最も多く、住み慣れた地域で家族と一緒に生活できる支援体制を構築していくことが重要です。また、そのためには、経済的な支援に加えて、在宅で医療・福祉の両方の支援を充実させていくことが必要です。

2 相互理解と権利擁護の推進

◎障がい者への差別の解消

障がいがあることで差別されたり嫌な思いをしたりした経験が「ある」人の割合

平成26年	⇒	平成29年	⇒	令和2年	⇒	令和5年
14.1%		12.0%		7.7%		7.8%

◎ヘルプカードの認知度の向上

ヘルプカードの認知

	知っている	知らない
障害者手帳を所持している方 用調査	38.7%	54.7%
障害者手帳を所持していない 方用調査	29.4%	66.2%

◎成年後見制度の利用促進

成年後見制度を利用したいか

利用したい	利用している	利用したくない	わからない
18.8%	0.9%	12.9%	54.4%

障がいを理由に差別をされた経験については、令和2年以降は10%を下回っています。引き続き、差別解消に関する施策を展開していくことが重要です。ヘルプカードの認知については、障がいのある人においても知らないが半数を超えており、さらなる周知啓発が必要です。成年後見制度については、「利用したい」が「利用したくない」を上回っている一方で、わからないが54.4%と半数を超えており、成年後見制度に関する周知も行っていく必要があります。

3 協働体制の整備

◎障がいのある人との交流機会の充実

障がいのある人との交流会やボランティア活動の参加

	平成29年	⇒	令和2年	⇒	令和5年
積極的に参加したい	2.5%		3.0%		2.9%
時間など条件が整えば参加したい	46.9%		62.0%		64.7%

障がいのある人との交流会やボランティア活動に積極的に参加したいと答えた割合は大きな変化はありません。条件等が整えば参加したいと答える割合は令和2年以降6割を超えており、参加しやすい環境の整備が求められています。

4 保健・医療サービスの充実

◎医療を必要とする障がいのある人への支援の充実

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
特定疾患医療給付受給者	184人	192人	206人	197人	204人
重度心身障害者医療費受給者	884人	879人	922人	919人	937人

特定疾患医療給付受給者については、令和3年と令和5年で200名を超えており、重度心身障害者医療費受給者も令和3年以降900人を超えています。今後、障がいのある人の高齢化が予測されるなか、保健、医療、福祉、教育等の関係各課の連携を通じた支援体制を充実させる必要があります。

5 教育の充実

◎障がいのある子どもとその家族への支援体制の促進

障がいのある子どもの就学状況の推移

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
障害児学級の児童数（小学校）	18人	17人	17人	19人	22人
障害児学級の生徒数（中学校）	14人	13人	16人	17人	15人
通級指導教室の児童数（小学校）	39人	42人	45人	55人	63人
支援学校の児童数（都留市在住）	28人	21人	19人	15人	15人

支援学校の児童数は減少傾向にあるものの、通級指導教室の児童数は増加傾向にあります。障がいのある子どもに対する切れ目のない支援を庁内関係各課、関係機関と連携して展開していく必要があります。

6 雇用・就労の支援

◎就労環境の整理と職場での理解の促進

必要だと思う障がい者の就労支援の上位3項目

第1位	第2位	第3位
職場としての障がい者理解 (25.2%)	職場の上司や同僚に 障がいの理解があること (22.7%)	通勤手段の確保 (18.5%)

就労は障がいのある人の生きがいにもつながるため、障がいのある人の就労支援を充実させていく必要があります。そのために必要だと思うことは、職場における障がいに対する理解が上位となっており、職場における障がいに対する正しい理解を深めていく必要があります。

7 安全・安心な生活環境の整備

◎要支援者の把握

災害時に一人で避難できるか

できる	できない	わからない
37.5%	36.8%	21.3%

◎災害時避難体制の整備

災害時に困ることの上位3項目

第1位	第2位	第3位
投薬や治療が受けられない (44.9%)	避難場所の設備（トイレ等） や生活環境が不安 (43.7%)	安全なところまで、迅速に 避難することができない (38.1%)

災害時に一人で避難できない割合は36.8%となっており、災害時に4割弱が一人で避難できない状況であることがわかります。医療的な支援や避難環境の整備、安全に避難できる支援を展開することで、誰もが災害時においても安心して生活できる環境を整備していく必要があります。

8 社会参加の促進

◎外出や移動等の支援の充実

外出時に困ることの上位3項目

第1位	第2位	第3位
公共交通機関が少ない (ない) (27.5%)	お金がかかる (23.1%)	困った時に どうすればいいのか心配 (19.5%)

外出時に困ることについては、公共交通機関が少ないが最も多くなっています。障がいのある人の社会参加を促進するためにも、地域公共交通をはじめとした外出支援を展開していく必要があります。

第3章 計画の理念と基本方針

1 基本理念

本市では、本計画の上位計画である第6次都留市長期総合計画の「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」を目指すべき将来像とし、福祉・子育て・健康分野におけるまちづくりの方向「育みます！ 優しさと元気のまち」における政策の柱として「一人ひとりがやりがいと生きがいの持てるまちづくり」を掲げ、地域に暮らすすべての人が、いきいきと人生を謳歌するまちの姿を目指しています。

本計画の基本理念は、長期総合計画の方針に基づき、地域の多様な主体が協働し、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指して、以下の通り定めます。

誰もが優しさをもってふれあい、
地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち

2 計画の基本方針

障がいのある人を取り巻く環境の変化や課題に対応し、基本理念で掲げた社会を実現するための本市の障がい者施策の方向性を示すものとして次の項目に基づき施策展開を図ります。

(1) 共に生きる誰もが暮らしやすいまちづくり

様々な活動を通して障がいや障がいのある人への理解を深め、社会のなかにあるバリアを取り除くための合理的配慮を推進し、障がいのある人もない人も、その人らしさを認め合いながら共に生きる誰もが暮らしやすい社会の実現を目指します。

(2) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

障がいがあっても、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、相談しやすい体制を整備するとともに、各種サービスをはじめとした支援の充実を図ります。また、防災や防犯、発災時の対応を的確かつ迅速に行えるように体制を整備します。

(3) 自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

障がいのある人が地域で健康に、自分らしく、自立して暮らせる社会の実現を目指して、保健・医療の充実による健康づくりを支援します。また、社会参加しやすい環境の構築を進めるとともに、就労支援を充実させ、生きがいをもって暮らせる生活を支援します。

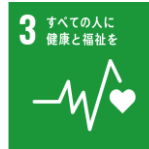
第2部 障害者計画

第1章 計画の体系

誰もが優しさをもってふれあい、
地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち

1 福祉サービスの充実

- (1) 相談・支援体制の充実と連携
- (2) 在宅福祉サービスの充実
- (3) 暮らしの場の確保



2 相互理解と権利擁護の推進

- (1) 障がいへの理解の推進
- (2) 相互交流の推進
- (3) 差別の解消及び権利擁護の推進



3 協働体制の整備

- (1) NPO、ボランティア等の活動の推進
- (2) 障がいのある人やその家族による活動への支援



4 保健・医療サービスの充実

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療



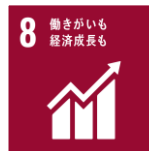
5 教育の充実

- (1) 切れ目のない教育的支援体制の整備



6 雇用・就労の支援

- (1) 就労の場の確保
- (2) 就労に向けた支援施策の推進



7 安全・安心な生活環境の整備

- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 防犯・防災対策等の推進



8 社会参加の促進

- (1) 情報アクセシビリティの推進
- (2) スポーツ・文化・芸術活動の振興
- (3) 外出や移動等の支援の充実



第2章 施策の展開



1 福祉サービスの充実

現状と課題

障がいのある人が、安心して生活を営むためには、身近な地域でどのような困りごとに対しても気軽に相談ができ、その人にあった適切な福祉サービスを受けられる体制を確保することが必要です。アンケート結果からも、3割を超える人が「相談体制・窓口の充実」を必要だと考えています。

これまで、障がい者基幹相談支援センターを核として、多様な関係機関と連携を図り、相談支援機関とのつながりを強化してきましたが、一貫した支援が継続して提供されることが、障がいのある人の安定した生活にとって不可欠であるため、今後も一人ひとりに合わせた相談支援体制の充実や強化を行い、障がいだけでなく、家庭における複合的な問題に地域ぐるみで対応していくことが求められています。

(1) 相談・支援体制の充実と連携

①相談支援の強化と充実

障がいのある人の保護者または介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、福祉サービスの利用支援など、庁内連携及び関係機関等との連絡調整を通じた支援の充実を図るため、障がい者基幹相談支援センターにおける相談体制の強化を図ります。また、障がいのある人の自立した生活を支援し、障がいのある人の保護者または介護者等の抱える課題の解決や地域課題の解決、適切なサービス利用に向けてきめ細かく支援していくため、計画相談支援の充実を図ります。

②児童相談の充実

障がいの有無にかかわらず、行政、医療、教育、保育等各分野の関係機関と連携し、子どもに関するすべての相談に応じています。さらに、部課を横断した重層的相談支援体制を充実させ、家庭における複合的な課題の解決に向けて対応を推進します。

③社会福祉協議会の充実

社会福祉を目的とした事業を企画し、実施する民間団体としての社会福祉協議会が、福祉サービスを必要とする市民に対し在宅福祉を中心とした地域福祉活動を行うにあたり、支援、指導を行います。

④地域福祉の計画的推進

地域の特性に応じたきめ細かな福祉サービスを提供するため、福祉、保健、医療等の連携を図りながら、地域ケア会議や個別支援会議を充実させるなかで、個々の要援護者に対応した適切な福祉、保健、医療サービスが総合的に提供できる支援体制の確立を推進します。

⑤障害福祉サービスの質の向上

障害福祉サービス事業等の職員が、共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら必要な支援ができるよう、研修会等を開催し参加を促します。

(2) 在宅福祉サービスの充実

①訪問系サービスの充実

住み慣れた地域での生活を支援するため、居宅介護・同行援護・行動援護・重度訪問介護等の訪問系サービスの提供体制の充実を進めます。サービスの提供にあたっては、利用者本位の提供ができるよう、市内をはじめ、近隣の市町村と連携して事業所の充実とともに、サービス量・質の確保に努めます。

②日中活動系サービスの充実

障がいのある人の活動の場や自立に向けた訓練の場を確保するため、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護等の充実に努めます。また、日中一時支援の実施や地域活動支援センターを支援することで、障がいのある人の多様な活動の場を提供します。さらに、一時的に在宅での生活が困難となる障がいのある人のための短期入所サービスを提供します。

③障がいに関する手当等の周知

障がいのある人の生活の向上のため、障がいのある人に対し支給される手当や、障がいのある人のハンディキャップを補い日常の生活動作を容易にするための制度等の周知を拡充します。

④移動支援の充実

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、福祉サービスによる外出支援やタクシー券の交付による負担軽減のほか、先進地の事例を参考にして新たなサービスを検討し、地域での自立支援及び社会参加を促進します。

⑤障がいのある児童生徒への支援の充実

障がいのある児童生徒が、放課後や長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続できるよう、学校教育と相まって障がいのある児童生徒の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして、放課後等デイサービスの充実に努めます。

また、障がいのある未就学児が身近な地域で支援や療育が受けられるよう、地域でのニーズを適切に把握することで児童発達支援事業所の拡充とサービスの充実を促進し、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援などのサービス提供体制を早急に整備するため、東部地域自立支援協議会で継続的に検討協議します。

さらに、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもに対する支援を充実します。

⑥地域移行の促進

障がいのある人の地域生活移行を促進するため、生活の場としてのグループホームの充実に努めるとともに、訪問系サービス及び日中活動系サービス等の充実を図り、一人暮らしを希望する人が安心して生活できる地域を目指し、自立生活援助などのサービスの提供を促進します。また、長期精神入院患者への相談支援体制の充実やピアサポーター事業の活用促進を図り、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

⑦共生型サービスの推進

障がいのある人が高齢者になっても、それまで受けていた障害福祉サービスと同じ事業所においてサービスの提供が受けられ、障がいのある人と高齢者が住み慣れた場所で安心して生活していくことができる地域共生社会の実現に向けて、共生型サービスの整備を推進します。

⑧地域生活支援拠点の拡大及び機能強化

障がいのある人の地域生活移行、重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、地域の事業所が連携して、障がいの特性に応じたきめ細かいサービスを提供できる「地域生活支援拠点」の拡大及び機能強化に努めます。

(3) 暮らしの場の確保

①施設への入所支援

保護者の高齢化や入院などにより、地域生活や日中に利用する施設への通所が困難となった障がいのある人が、安心して暮らしていけるよう、既存施設を中心に入所できる施設の確保に努めます。

②グループホームの設置促進

地域生活へ移行する施設入所者の受け入れ先や、自宅での生活が困難となった障がいのある人の生活の場として、グループホーム等の居住する場の充実に努めます。

③公営住宅への優先入居の配慮

障がいのある人の住居の確保のため、申込者または同居の親族のなかに4級以上の身体障がいのある人または3級以上の精神障がいのある人ならびに知的障がいのある人がいる場合、公営住宅への優先的入居を配慮します。

2 相互理解と権利擁護の推進



現状と課題

障がいのある人が、地域のなかで自分らしく暮らしていくためには、家族や周囲の人たちをはじめ、地域にかかわるすべての人たちが、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めることが必要不可欠です。この理解が低いことから、障がいのない人が商店や事業所などから当たり前を受けているサービスが、障がいがあることを理由に受けられない差別が大きな問題となっています。

障がいのある人が、自らの権利を守り、差別なく一人ひとりの人権が尊重される仕組みの構築が重要です。

(1) 障がいへの理解の推進

① 広報活動の充実

「広報つる」、市ホームページ、市公式ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や、都留CATV等を積極的に活用するとともに、展示やイベント等の開催により、障がいや障がいのある人に関する正しい知識と理解を広めます。

② 障害者週間の啓発

障害者週間（毎年12月3日から12月9日）を中心に、障がいのある人を取り巻く問題をそれぞれの立場で考える機会となるよう広報活動や交流等を行い、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲の向上を支援します。

③ 障がい者団体等の活動に対する普及啓発

ノーマライゼーションの促進のため、障がい者団体が主催する各種行事等を支援し、障がいのある人に関する十分な理解及び相互交流の促進を図ります。

④ ヘルプカードの普及促進

障がいなどにより援助や配慮を必要としている人が、緊急時や日常生活のなかで周囲に必要な支援を求めるために携帯するヘルプカードを配布し、利用促進を図るとともに、市ホームページや広報つる、SNS等を活用した周知やヘルプカードのデザインや様式の見直し等を通じて、ヘルプカードの理解を深めるための周知に努めます。

⑤ 障がい児（者）理解教育の充実

障がいと障がいのある人に対する正しい認識が持てるよう、児童生徒に対し福祉講話を実施するなど、障がい児（者）理解教育の充実を図ります。また、保健・医療・福祉・教育などの行政機関と社会福祉協議会などの社会福祉機関の連携を強化し、家庭・学校・職場等、地域社会のあらゆる場面における福祉教育の充実を図ります。さらに、児童が学校生活に順応できるよう、入学前からの就学に向けての相談体制を充実します。

⑥合理的配慮の推進

障がいのある人が合理的な配慮を受けることができるよう、市民が合理的配慮について正しい理解を得るために、パンフレットを活用した啓発活動を実施します。また、障害者差別解消法の改正により、民間事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されたことを受け、事業所において障がいのある人が不当な差別的取り扱いを受けることなく、障がいのない人と同様にサービス等を受けられるよう、民間事業者による合理的配慮の提供等の周知を図ります。

加えて、市職員の障がい理解の向上に向けた職員研修等を充実し、市職員の接遇技術向上及び合理的配慮を推進します。

(2) 相互交流の推進

①交流教育・交流活動の推進

障がいのない子どもたちが、障がいのある子どもたちと共に活動する機会を創出し、将来、地域社会で協力し支え合っていくための相互理解と共生意識を育む交流教育及び交流活動を促進します。

②地域交流の促進

障がいのない人が障がいのある人と交流できる場を充実し、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた多様な交流、ふれあいの機会を提供することで、障がいのある人の社会参加を促進します。

③市主催行事への参加と交流

市が主催する各種行事に障がいのある人が積極的に参加し、市民どうしの交流が活発に行われることを目指し、行事の企画及び実施過程からの合理的配慮をはじめ、ボランティア等の協力体制の強化など、誰もが参加しやすい体制を整備します。

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

①障がいを理由とする差別の解消の促進

障害者差別解消法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がいの有無にかかわらず、互いに尊重しながら共に生きる共生社会の実現のため、障害者差別地域相談員と連携して相談業務の充実や障がいのある人の差別解消に関する周知を行います。

②障がい者虐待防止の推進

障害者虐待相談窓口や障がい者虐待防止に関する周知を広報や市ホームページ、SNS等を通じて積極的に行うとともに、施設管理者や施設従業員を対象とした研修会を実施します。また、障害者差別解消法の適切な運用を通じ、関係機関との連携を強化するなど、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組み、迅速な支援体制を整備します。

③権利擁護の推進

成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及・啓発を図り、障がいがあるために意思決定に支援が必要な人が地域で自立した生活を送るための権利侵害の防止を推進します。

3 協働体制の整備



現状と課題

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域のなかでの助け合っていく「人と人とのつながり」が重要であり、NPO団体やボランティア等との連携と協働を推進する必要があります。

障害者手帳を所持していない方を対象に実施したアンケート結果によると、ボランティア活動に関心を持っていない人が39.7%であり、ボランティア活動に興味を持ってもらうためにも、今後いっそうの周知活動の拡大が求められています。

(1) NPO、ボランティア等の活動の推進

①児童・生徒のボランティア活動普及事業

小中学校の児童生徒の社会福祉への理解と関心を深め、社会奉仕・社会連帯への精神を養うため、児童生徒がボランティア活動へ積極的に参加する機会を創出し、その活動を推進します。

②ボランティアセンターの充実

地域のNPO、ボランティア活動の相談窓口、活動推進団体等に対して専門的な情報の提供や研修を行い、ボランティア活動推進事業などを行うボランティアセンターの活動を支援します。

③精神保健ボランティアの養成

地域における精神障害者の社会参加を支援するため、精神障害者やその家族及び関係者との交流を図るなど、地域住民の精神障がいのある人への理解を高め、社会奉仕・社会連帯の精神を持った精神保健ボランティアの養成を推進します。

(2) 障がいのある人やその家族による活動への支援

①広聴活動の充実

本市の行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるよう、障がいのある人の委員会等への参画を推進します。また、市ホームページや市公式SNSを活用し、障がいのある人がきたんなく市政に対し意見を述べる機会を創出します。

②当事者団体、家族会の充実

障がいのある人及びその家族などによる団体活動を支援し、障がいのある人の自立と社会参加を図ります。また、各団体の個別活動から派生する交流とネットワークづくりを推進するとともに、児童発達支援や放課後等デイサービスの充実や、障がいのある子どもの保護者の負担軽減を図ります。

4 保健・医療サービスの充実



現状と課題

障がいのある人が地域で安心して暮らしていくには、保健・医療サービスが重要な役割を担っています。ライフステージに応じて、切れ目ないサービスを提供し、心身の健康や体力の維持・増進に取り組める環境整備や啓発が必要です。

乳幼児期に子どもの成長段階に応じた確認を行い、発達に課題がある場合には早期に支援することが重要です。また、成人に対しては、障がいの発生要因となる疾病を早期に発見し、早期治療につなげる必要があります。

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

①乳幼児期における障がいの早期発見と早期治療

妊娠期から乳幼児期にかけ、子どもの成長段階に応じた健康相談や健康診査を実施し、保護者に対して育児上必要な指導を行うとともに、障がいの早期発見と早期治療に向けた体制の構築に努めます。また、身体や発達等において課題のある乳幼児に対しては、その児童の特性に応じた相談・訓練を実施します。

②疾病や二次障害を予防する検診及び相談体制の強化

疾病や二次障害の予防及び早期発見、早期治療のため、18歳以上の人を対象とした特定健診及び各種がん検診の周知を図るとともに、受診しやすい環境をつくります。また、市民の健康意識の向上のため、健康教育の実施等により啓発を行い、効果的な生活習慣の改善を促し、障がいの発生要因ともなる生活習慣病の予防に努めます。

③高齢者の疾病予防の推進と認知症等への支援の強化

健康づくりに必要な情報提供をはじめ、各種健診・検診の実施、相談事業、教育・指導を行い、障がいの発生要因となる疾病の早期発見・早期治療、健康の保持増進に努めます。

また、「いーばしょ」づくり事業を推進し、高齢者が気軽に立ち寄ることができる居場所を創出することで、社会参加による健康寿命の延伸、疾病予防に努めます。

さらに、認知症の正しい知識の普及啓発を推進するとともに、適切な医療やサービスへとつなぐ支援の強化を図ります。

④依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係機関や医療機関と連携した啓発や相談等に取り組み、地域において様々な関係機関につながります。

5 教育の充実



現状と課題

障がいのある子どもたちが充実した教育を受けるためには、その能力や適性にあった支援が必要です。保護者や支援者にとっての不安は、障がいのある子どもの将来の暮らしであり、その不安の解消に向けた取組も重要な課題です。

将来、障がいのある子どもたちが自立し、一人ひとりが持つ可能性を十分に広げ、社会のなかでやりがいと生きがいをもっていきいきと暮らしていくためには、乳幼児期から学校卒業まで切れ目のない計画的で細やかな教育や療育が必要であり、その支援体制の充実が重要です。

(1) 切れ目のない教育的支援体制の整備

①障がい児保育推進事業の充実

教育・保育施設において障がいのある未就学児を受け入れ、障がい児保育補助員を配置した施設に対しての補助を充実させ、障がいのある未就学児の福祉の向上を図ります。

②障がいのある児童生徒の進路相談の充実

障がいのある児童生徒の就学及び進学にあたり、障がい及び発達状況に応じて適切な対応を行うため、教育研修センターとの連携による各種相談事業の充実を図ります。

また、身体障がいや知的障がいといった障がいのほか、自閉症スペクトラム、LD(学習障がい)、ADHD(注意欠陥/多動性障がい)や高機能自閉症、アスペルガー症候群などの発達障がいにより、特別な教育支援が必要な児童生徒一人ひとりに応じた教育体制の充実を図ります。

6 雇用・就労の支援



現状と課題

障がいのある人が社会的に自立し、安定した生活を確認するためには、収入の確保が重要です。都留市では、障がいのある人一人ひとりの障害特性や希望に応じて、様々な関係機関と連携して就労に向けた支援を実施していますが、就労に不安を抱えている人や就労しても継続につながらない人も多くいるのが現状です。

また、中小規模の事業所が多い都留市においては、障がいのある人が市内で就労することが難しいため、今後も事業者等に対して障がいの特性の理解を働きかけ、障がいのある人の多様な可能性が十分に発揮できる雇用の場を拡大するための支援体制が必要です。

(1) 就労の場の確保

①啓発活動の推進

「障害者雇用支援月間」等の市町村巡回キャンペーンや障害者雇用促進の事業などに積極的に参加します。また、市広報等の多様な媒体を活用し、広く市民や事業所に対して障害者雇用促進の啓発活動を推進します。さらに、障がいのある人を雇用している事業所に対して、就業に関する相談先である「障がい者就業・生活支援センターありす」の周知を図り、安定した雇用ができるよう支援します。

②関連機関の連携による職域拡大等の安定化

障がい者就業・生活支援センターありす、ハローワーク都留、やまなし若者サポートステーション等と緊密な連携及び協力のもとに情報交換を行い、障がいのある人の職域拡大、職場定着、職場適応等の安定を図ります。

③就労・就業相談の充実

障がい者就業・生活支援センターありす、ハローワーク都留、やまなし若者サポートステーション等と連携を密にし、就労を目指す障がいのある人に対して、就労相談等を行います。

(2) 就労に向けた支援施策の推進

①就労支援サービスの充実

一般企業へ就労を希望する障がいのある人に対して、知識や能力の向上、実習体験等を行う就労移行支援を充実し、障がいのある人本人の適性に合った職場への就労・定着を図り、就労に伴う生活面のサポートを行う就労定着支援の充実を目指します。

また、一般企業への就労が困難と思われる障がいのある人に対しては、生産活動などを通じて知識と能力の向上を図れるよう、就労継続支援のサービスの提供を推進します。

②就労施設等優先調達

障害者優先調達推進法に基づき、率先して障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達を推進することにより、障がいのある人が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する取組を行い、障がいのある人の自立支援を促進します。

③就労施設等の販売支援

障がい者就労施設等との連携を強化し、商品開発等の支援を行うなかで、ふるさと納税の活用及び新たな販路の拡大を促し、増収による障がい者賃金の向上を図り、障がいのある人の自立支援を促進します。

7 安全・安心な生活環境の整備



現状と課題

障がいのある人が、身近な家族や友人たちとともに、住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいがあることによって生活で生じる不便さやバリアを取り除いていく必要があります。障がいのある人を含むすべての人が、安全に安心して生活し、社会参加ができるよう、住まいからまちなかまでの生活空間において、連続したバリアフリー環境の整備が求められています。

また、障がいのある人は、判断能力が低下した際に、犯罪被害や消費者被害にあう傾向が高く、適切な犯罪対策の啓発や、もしものときの相談窓口の充実も必要不可欠です。

さらに、近年頻発する大雨災害や、今後想定される大規模地震、富士山噴火など、災害発生時の支援体制の整備も重要な課題です。アンケート結果から、障がいのある人も障がいのない人も、災害時の避難誘導體制の整備が重要であると回答していることから、災害時にどのように行動するかについて依然として不安は大きく、避難経路や避難方法、避難所における生活など、災害発生時の支援体制を整える必要があります。

(1) ユニバーサルデザインの推進

①公共施設における障がいのある人への配慮

障がいのある人も安心して公共施設や公園などを利用できるよう、各種バリアを除去するとともに、段差解消や車椅子利用者に配慮した設備の設置、身体障がい者用トイレ、身体障がい者用駐車場等の整備を進めます。

②安全で快適な歩道の整備

障がいのある人の移動の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、広幅員の確保、視覚障がいのある人のための誘導用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを推進します。

③住宅改修費助成制度の利用促進

地域で生活する身体障がいのある人や高齢者の日常生活環境を改善するため、住宅改修にかかる費用を助成する制度を周知し、利用を促進します。

(2) 防犯・防災対策等の推進

①防犯対策の推進

障がいのある人や高齢者を犯罪被害や消費者被害から守るため、都留市セーフコミュニティ防犯対策委員会と協力し、継続的な啓発活動を実施し防犯意識の向上を図ります。

②防災教育・訓練の推進

防災知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障がいのある人のいる家庭及び施設職員等の関係者に対し、防災教育・訓練の推進を図ります。また、市内全域の障害福祉サービス事業所において、避難確保計画の策定を推進し、防災意識の向上に努めます。さらに、相談支援専門員やケアマネジャー等と連携し、個別避難計画を策定します。

③要支援者把握の推進

地域住民や地域消防、民生委員・児童委員等の協力のもとに地域に生活する障がいのある人や高齢者の把握に努め、緊急時の迅速かつ的確な対応を確保するため、ネットワークの構築を図ります。また、共有する情報等を整理し、対象者ごとに災害時に必要な支援をあらかじめ把握し、迅速に行動に移せるよう備えます。

④地域協力体制づくりの推進

火災・地震・風水害等の緊急時に地域住民による自主的な救出・救護等の活動が実施できるための自主防災組織に対する協力体制づくりを推進します。

⑤施設防災体制の強化

障がい者施設等に対する防火管理に対する助言・指導を実施し、防災管理体制の充実を図ります。また、災害発生時に施設入居者が別施設に避難することを可能にする等の相互支援体制の確立や、施設ごとの避難確保計画の策定、更新を支援します。

⑥緊急通報システムの周知

火災、急病などの緊急時に、聴覚や言語に障がいのある人がFAXや電子メール、スマートフォンを利用して通報できる「FAX119」「eメール119」「Net119」の周知に努めます。

⑦福祉避難所の充実

福祉避難所については、保健福祉センターとバックアップのまちづくり交流センターのみであり、大規模災害時には、移動制限や利用人数を超過し受入ができないことも想定されるため、各地区の高齢者施設等と協定を結び、受入可能人数の確保を図ります。

8 社会参加の促進



現状と課題

障がいのある人が、地域のなかでこころ豊かに暮らしていくためには、社会を構成する一員として地域の様々な活動に参加し、スポーツや文化・芸術に親しむ機会を得ることが必要です。学んだり、働きに出かけたり、地域の行事に参加したりすることは、本人のやりがいと生きがいにつながり、家族や友人をはじめ、周囲の人たちにも活力ある生活をもたらします。

そのためには、障がいのある人が身近な地域でスポーツや文化・芸術に親しむことができる場所が整備され、学ぶ機会や地域活動の場が提供されることにあわせ、それらの情報に円滑にアクセスできるような配慮が求められます。

(1) 情報アクセシビリティの推進

①情報アクセシビリティの向上

障がいの特性に応じた配慮を行い、障がいのある人にもわかりやすい情報の提供に努めます。手話通訳や点字、音声等による情報提供やアクセシビリティに配慮したICTをはじめとする新たな技術の活用を推進します。

②障がいに配慮した情報提供の推進

市立図書館では、大活字本、「声の図書」として録音（朗読）資料、字幕付映像資料等、視聴覚障がいに対応した資料の収集に努めます。

③コミュニケーション支援体制の充実

聴覚、言語機能、音声機能、失語症その他の障がいのため意思疎通に支援が必要な人等が参加する会議や催し物等に、手話通訳者等の意思疎通支援者を派遣します。

また、市の広報活動等の支援者としての「手話奉仕員」「点訳奉仕員」「朗読奉仕員」を養成し、聴覚障がいや視覚障がいのある人の社会参加、交流活動の促進を図ります。

(2) スポーツ・文化・芸術活動の振興

①生涯学習活動の促進

障がいのある人が、幼児期から高齢期まで生涯を通して教育や文化、スポーツなどの様々な活動に積極的に参加できるように、機会の創出及び情報提供等を行い、自立と社会参加を促進します。

②文化・レクリエーションの交流

各種障がい者団体等が主催する福祉展、障がいのある人の主張大会等、音楽・芸術・レクリエーション活動等に積極的に参加、出品できるよう支援します。

また、障がいのある人の作品を展示する障がい者文化展を開催し、作品等を紹介するなど、障がいのある人の活動への理解促進を図ります。

③生涯学習施設整備の促進

障がいのある人が社会教育活動の場として、生涯学習施設を有効に利用できるよう施設・設備を整備し、各種サービスの拡充に努めます。

(3) 外出や移動等の支援の充実

①行動範囲の拡大と社会参加の促進

障がいのある人の行動範囲の拡大と社会参加を促進するために実施している、公共交通機関等を利用する際の費用支援制度の利用を促進し、外出を支援します。

また、障がいのある人の自動車運転免許取得や身体障がいに応じた自動車改造に要する経費の一部を助成し、就労や社会参加を支援します。

第3部 第7期障害福祉計画

第1章 基本的な考え方

1 障害福祉計画の基本的な考え方

基本理念である「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」の実現に向けて、国の示した基本指針を踏まえて計画を策定します。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう実施主体の役割を果たし、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化を図ります。また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者、難病患者等についても、サービス給付の対象となっている旨の周知を図り、障害福祉サービスの活用が促されるようにします。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する人が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備します。

なお、地域生活支援拠点等の運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保するように努めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組み、重層的支援体制整備事業の活用も含め体制整備を進めます。

(5) 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進むなかにおいても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していけるよう、提供体制の確保とあわせてサービスを担う人材の確保・定着を図ります。

(6) 障がいのある人の社会参加を支える取組

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、教育委員会等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人等が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進するとともに、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ります。

2 サービスの体系

障害者総合支援法

介護給付

- ・ 居宅介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 同行援護
- ・ 行動援護
- ・ 重度障害者等包括支援
- ・ 生活介護
- ・ 療養介護
- ・ 短期入所
- ・ 施設入所支援

訓練等給付

- ・ 自立訓練（機能訓練）
- ・ 自立訓練（生活訓練）
- ・ 就労選択支援
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型）
- ・ 就労継続支援（B型）
- ・ 就労定着支援
- ・ 共同生活援助
- ・ 自立生活援助

相談支援

- ・ 計画相談支援
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

自立支援医療

補装具

地域生活支援事業

市町村事業

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 地域活動支援センター事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 移動支援事業

都道府県事業

- ・ 広域的な支援事業
- ・ 専門性の高い相談支援事業

第2章 成果目標

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

【指針の目標】

- ・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行すること。
- ・令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

項目	実績値 (令和4年度末) (A)	目標値 (令和8年度末) (B)
入所者数	40人	37人

項目	目標値 (令和8年度末)		
	地域生活移行	人数(C)	3人
	割合	7.5%	(C/A×100)【国目標：6%以上】
入所者数削減見込	人数(D)	3人	(D=A-B)
	割合	7.5%	(D/A×100)【国目標：5%以上】

(指針の目標は、国の「第7期障害福祉計画」の成果目標値により設定しています。)

※地域生活への移行は、上記施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅等へ移したことを指します(家庭復帰を含む)。

【現状と課題】

令和4年度末の施設入所者数は40人となっており、令和8年度末の目標値を達成するためには3人が地域へ生活の拠点を移していく必要があります。

【対策】

令和8年度末の削減目標値の達成に向けて、施設から地域生活への移行を進めるために、医療・保健・福祉や関係福祉サービス事業所等の支援体制や連携の強化を図っていく必要があります。また、グループホームなど退所後の生活の場の確保も必要となるため、本人の希望に沿った地域での生活ができるようサービス提供事業所等の充実を促進していきます。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【指針の目標】

精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制を今後も計画的に推進していく必要がある。長い期間入院している精神障がい者の方々をはじめ、精神障がい者の地域生活の支援については、精神科医療機関や地域の援助事業者による努力だけでは限界があるため、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会を構築していくことが重要である。そのため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

【現状と課題】

東部地域自立支援協議会地域移行部会において、医療、障害福祉サービス事業所、ピアサポーター等の関係者により協議を行い、包括ケアシステムの構築に向けて協議を行っているが、医療機関からの退院先の確保が求められています。また、精神障がい者を支援する職員の確保が求められています。

【対策】

東部地域自立支援協議会地域移行部会等の協議の場において、精神病床から退院後の定着に向けた取り組みを検討するとともに、関係機関とも連携を図ります。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築をしていきます。

成果目標

東部圏域の自治体および保健・医療・福祉関係者による協議を行い、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築をします。

3 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等確保

【指針の目標】

- 令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、支援の実績等を踏まえ年1回以上運用状況を検証、検討する。

成果目標
東部圏域に整備した地域生活拠点等を拡充します。
地域生活拠点等にコーディネーターを配置します。
障害福祉サービス事業所等の担当者を配置します。
支援体制及び緊急時の連絡体制を構築し、年1回以上運用状況を検証・検討します。

【現状と課題】

令和3年度に地域生活支援拠点の5つの機能のうち「相談」と「緊急時の受け入れ」「体験の機会・場の提供」の整備を行いました。緊急時の受け入れ体制整備の拡充と生活支援拠点の周知を行っていきます。

【対策】

障がいのある人の自立支援の観点から、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりのため、関係機関等と検討しながら、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実と運用に向けて体制整備に努めていきます。

(2) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

【指針の目標】

- ・令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

成果目標
強度行動障害を有する者に対する支援ニーズの把握等の取組を実施します。

【現状と課題】

強度行動障害は特別に配慮された支援が必要となるため、強度行動障害を有する者やその介護者等がどのような支援を求めているかを的確に把握し、支援を展開していく必要があります。支援を必要とする方の支援ニーズに寄り添ったサービスを提供できる体制の構築が急務となっています。

【対策】

引き続き、支援が必要な市民のニーズを把握し、関係機関等と連携をとるなかで、ニーズに応じた支援を提供できる体制を充実させていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 一般就労

【指針の目標】

- ①就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。
- ②就労移行支援を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.31倍以上とする。
- ③就労継続支援A型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.29倍以上とする。
- ④就労継続支援B型を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者が令和3年度の移行実績の1.28倍以上とする。

項目	実績値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	
	移行者数	移行者数	倍率
①就労移行支援事業等	1人(a)	6人(b)	6.00倍 (b/a) 【国目標：1.28倍以上】
②就労移行支援	0人(c)	2人(d)	－倍 (d/c) 【国目標：1.31倍以上】
③就労継続支援A型	0人(e)	2人(f)	－倍 (f/e) 【国目標：1.29倍以上】
④就労継続支援B型	1人(g)	2人(h)	2.00倍 (h/g) 【国目標：1.28倍以上】

(2) 就労移行支援事業

【指針の目標】

- ・令和8年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

成果目標
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全事業所の5割以上にします。

(3) 就労定着支援事業

【指針の目標】

①就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。

項目	実績値 (令和3年度末)	目標値 (令和8年度末)	
			倍率
就労定着支援事業の利用者数	2人(a)	3人(b)	1.50倍 (b/a) 【国目標：1.41倍以上】

②令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上とする。

成果目標
現在ある就労定着支援事業所（1か所）の就労定着率を7割以上にします。

【現状と課題】

令和3年度末の福祉施設からの一般就労者は1人となっています。東部圏域に就労移行支援事業所がないこともあり、障がいのある人が就労先や実習先を確保することは困難な状況にあります。就労に関するさらなる相談支援体制の強化が求められています。就労移行事業所については、都留市内に事業所がなく就労移行事業所を利用するには遠方となり移動や交通費等が負担となっています。令和4年度末の就労定着支援事業利用者は2人となっています。

【対策】

障がいのある人の就労先や就労実習先を確保するために関係機関との連携を密にし、雇用の促進についての情報提供や啓発活動を行っていきます。また、一般就労及び雇用支援についての理解をより深め、就職に結びつくよう、相談支援の充実を努めていきます。市民のニーズを把握しながら、県や圏域等と連携し、就労移行事業所の確保に努めるとともに、就労定着支援事業所等の充実を図ることで、障がいのある人の就労を支援していきます。

5 相談支援体制の充実・強化等

【指針の目標】

- ①令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

成果目標

都留市障がい者基幹相談支援センターの相談体制の充実を図るとともに、関係部署と連携した重層的相談支援体制の強化を図ります。

※平成31年4月1日に都留市障がい者基幹相談支援センターを設置済みです。

- ②東部圏域自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

成果目標

東部圏域において設置した「基幹相談支援センター連絡会」による地域サービス基盤の開発・改善等の取組を推進します。

※東部圏域において「基幹相談支援センター連絡会」を設置し、サービス基盤の開発・改善等を実施しています。

【現状と課題】

令和元年度に都留市障がい者基幹相談支援センターが設置され、令和4年度には延べ397件の利用実績がありました。

また、東部圏域における基幹相談支援センター（都留市、大月市、上野原市）の連絡会により、個別事例の検討等を実施し、広域におけるサービス提供にかかる情報共有による支援の充実を図っています。

【対策】

障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで、相談支援の果たす役割は重要です。障がい者基幹相談支援センターを中心として、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援事業者に対して、訪問等による指導・助言や人材育成の支援を行うことで、地域の相談支援体制の強化を図ります。

6 障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築

【指針の目標】

- ・令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

成果目標
障害福祉サービス等に係る研修参加を促す取り組みを実施します。
障害福祉サービス請求の審査エラー内容分析結果を活用し、障害福祉サービスの質の向上を図ります。

【現状と課題】

障害福祉サービス等が多様化する中で、利用者が真に必要とするサービスを提供できる体制が求められる中、サービスの提供に携わる職員の質の向上が課題となっています。

令和5年度には、山梨県が実施する障害福祉関係研修へ市職員1名が参加しました。

【対策】

市職員や障害福祉サービス事業等の職員が、共生社会の理念を理解し、障がいのある人やその家族の意思を尊重しながら、必要な支援ができるよう、山梨県が実施する研修等への参加を促進し、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

また、請求の過誤をなくすための取組や、山梨県の実施する障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の共有などサービスの質の向上に係る体制を構築していきます。

第3章 障害福祉サービスの充実

1 指定障害福祉サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス等）

（1）訪問系サービス

サービス名称	サービス内容
居宅介護	自宅にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除等の家事援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出先での必要な移動の援護及び、排せつ・食事等の介助など外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動するときに必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等 包括支援	常時介護が必要であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるなどの重度の障がいのある人等に対し、複数のサービスを包括的に提供します。

第7期障害福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用実人数 (人/月)	18	19	20
	延べ利用時間 (時間/月)	235	249	264
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用時間 (時間/月)	110	110	110
同行援護	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用時間 (時間/月)	4	4	4
行動援護	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用時間 (時間/月)	3	3	3
重度障害者等 包括支援	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用時間 (時間/月)	32	32	32

(2) 日中活動系サービス

サービス名称	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人で、障害支援区分が3以上（50歳以上の場合は区分2以上）である人に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供します。
自立訓練 （機能訓練）	地域での生活を送るうえで、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、有期限（基本は18か月）のプログラムに基づき、身体機能・生活機能向上のために必要な訓練等を提供します。
自立訓練 （生活訓練）	地域での生活を送るうえで、一定の支援を必要とする知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生活能力の維持・向上のために必要な訓練等を提供します。
就労選択支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行います。
就労移行支援	一般就労等を希望し、実習や職場探し等を通じて適性に合った職場への就労等が見込まれる人を対象に、有期限（基本は24か月）のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 （A型（雇用型））	就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労継続支援 （B型（非雇用型））	年齢や体力の面から就労が困難な人、就労移行支援事業等を利用したが雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供します。
就労定着支援	就労移行支援の利用を経て一般就労に移行したところ、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている人に、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする人に、医療機関等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護や日常生活上のサービスを提供します。
短期入所	介護者の病気等の理由により、家での介護ができなくなった場合、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

第7期障害福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用実人数 (人/月)	85	86	87
	延べ利用日数 (人日/月)	1,405	1,430	1,455
自立訓練 (機能訓練)	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	10	10	10
自立訓練 (生活訓練)	利用実人数 (人/月)	3	3	3
	延べ利用日数 (人日/月)	56	56	56
就労選択支援	利用実人数 (人/月)	0	0	1
就労移行支援	利用実人数 (人/月)	4	4	4
	延べ利用日数 (人日/月)	72	72	72
就労継続支援 (A型(雇用型))	利用実人数 (人/月)	9	9	9
	延べ利用日数 (人日/月)	160	160	160
就労継続支援 (B型(非雇用型))	利用実人数 (人/月)	93	97	102
	延べ利用日数 (人日/月)	1,627	1,708	1,793
就労定着支援	利用実人数 (人/月)	2	2	2
療養介護	利用実人数 (人/月)	5	5	6
短期入所 (福祉型)	利用実人数 (人/月)	9	10	11
	延べ利用日数 (人日/月)	78	86	94
短期入所 (医療型)	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	7	7	7

(3) 居住系サービス

サービス名称	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等の日中活動を利用している人を対象に、共同生活の場を提供し、食事提供、相談等の日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	夜間に介護を必要とする人や、自立訓練・就労移行支援を利用している人のなかで単身の生活が困難である人、または地域の都合により通所が困難な人を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行います。
自立生活援助	施設入所やグループホーム等から、一人暮らしへ移行した障がいのある人に対して、定期的に居宅を訪問し、日常生活に課題はないかの確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

第7期障害福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用実人数 (人/月)	24	24	25
施設入所支援	利用実人数 (人/月)	36	35	34
自立生活援助	利用実人数 (人/月)	1	1	1

2 相談支援

サービス名称	サービス内容
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。サービス支給決定時にサービス事業者等との連絡調整を行いながら、サービス等利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。
地域移行支援	現在入院・入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活の不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行います。

第7期障害福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)	利用実人数 (人/月)	48	48	49
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	2	2	2
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	1	1	1

3 その他の障害福祉サービス

①補装具費の給付

身体機能を補うのに必要な、義肢や装具、車いす等を購入・修理・貸与する際にかかる費用を給付します。(補装具費)

②自立支援医療費の給付

身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療(育成医療)、身体障がいのある人の自立と社会参加と更生のために必要な医療(更生医療)、精神障がいの適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療の一部を給付します。(自立支援医療費)

③療養介護医療費の給付

療養介護に係る介護給付費を受けた障がいのある人に対し、指定療養介護事業所等から療養介護医療を受けたときは当該療養介護医療費の一部を支払います。(療養介護医療費)

4 地域生活支援事業

障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的として、地域生活支援事業を行っています。

	サービス名称	サービス内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
	自発的活動支援事業	障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など)を支援します。

	サービス名称	サービス内容
必須事業	相談支援事業	<p>(A) 障害者相談支援事業 障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。</p> <p>(B) 地域自立支援協議会（東部圏域自立支援協議会） 相談支援事業の中立・公平な実施を図るため、東部圏域自立支援協議会において、相談支援業務の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発と改善等の共通課題について連携し、対応を行います。</p> <p>(C) 基幹相談支援センター等機能強化事業 市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。</p> <p>(D) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。</p>
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人・精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。
	日常生活用具給付等事業	重度の身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人・障がいのある児童であって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具の給付を行います。
	手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。

	サービス名称	サービス内容
必須事業	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進します。
任意事業	福祉ホーム事業	住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で、居室やその他の設備が利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を提供して障がいのある人の自立した生活を支援します。
	訪問入浴サービス事業	本サービスを利用しなくては入浴が困難だと思われる身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽の提供・入浴の介護を行うことにより、身体の清潔保持や心身機能の維持を図ります。
	日中一時支援事業	障がいのある人の家族が介護により就労の時間が制約されないよう、また、介護の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある人の日中の活動の場所を確保し、訓練等の必要な支援を提供します。
	点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳といった障がいのある人にわかりやすい方法で、日常生活を送るにあたり必要度の高い情報などを提供します。
	奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の推進や、市の広報活動などの支援者として、点訳または朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修を行います。
	障害者虐待等緊急一時保護支援事業	障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人または関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。
	生活サポート事業	介護給付支給決定者以外の人でも、市でサービスの提供が必要だと判断する人に対し、ホームヘルパー等の派遣を行い、家事援助など必要な支援を提供します。
	自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業	障がいのある人の社会参加の一環として、自動車の運転免許取得にかかる費用や改造にかかる費用の一部を助成します。

(1) 地域生活支援事業の第7期の見込み

必須事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
相談支援事業				
障害者相談支援事業	設置の有無	設置	設置	設置
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	実利用見込数 (件/年)	10	10	10
成年後見制度利用支援事業				
介護・訓練支援用具	実利用見込数 (件/年)	2	2	2
自立生活支援用具	実利用見込数 (件/年)	1	1	1
在宅療養等支援用具	実利用見込数 (件/年)	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	実利用見込数 (件/年)	15	15	15
排せつ管理支援用具	実利用見込数 (件/年)	360	360	360
住宅改修費	実利用見込数 (件/年)	0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	養成研修終了者数 (人/年)	20	20	20
移動支援事業	利用者数(人/月)	5	5	5
	延べ利用時間数 (時間/月)	30	40	50
地域活動支援センター事業	事業所数	1	1	1
	利用者数 (人/月)	26	27	29

任意事業		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホーム事業	実施か所数	1	1	1
	利用者数 (人/月)	1	1	1
訪問入浴サービス事業	実施の有無	実施	実施	実施
日中一時支援事業	実施か所数	8	8	8
	利用者数 (人/月)	20	20	20
点字・声の広報等発行事業	利用者数 (人/月)	15	15	15
奉仕員養成研修事業	実施の有無	実施	実施	実施
障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
自動車運転免許取得費助成 及び自動車改造費助成事業	実施の有無	実施	実施	実施

第4章 活動指標

国基本指針に基づき、障害福祉計画の推進に係る活動指標を設定します。

1 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する活動指標

区分		令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)	
1年間の開催回数		1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	
保健、医療(精神科医療機関、 精神科以外の医療機関別)、 福祉、介護等の関係者の参画 の有無		25 人	25 人	25 人	25 人	25 人	
内訳	保健	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
	医療	精神科	2 人	2 人	2 人	2 0	2 人
		精神科以 外の医療 機関	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	福祉	21 人	21 人	21 人	21 人	21 人	
	介護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
	当事者	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人	
	家族	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
	その他 (具体的に記載)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	
協議の場における目標の設 定状況		3 項目	3 項目	10 項目	10 項目	10 項目	
協議の場における評価の実 施状況		0 回	0 回	1 回	1 回	1 回	

2 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用に関する活動指標

区 分	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
地域移行支援	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
地域定着支援	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人
共同生活援助	9 人	10 人	11 人	11 人	11 人
自立生活援助	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練（生活訓練）	/ 人	/ 人	3 人	3 人	3 人

※「人」＝「月間の利用人数」＝「実人員」

※他圏域分も含む

3 地域生活支援拠点等に関する活動指標

区 分	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

4 相談支援体制の充実・強化等に関する活動指標

①基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

区分	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
地域の相談支援事業所に対する 訪問等による専門的な指導 ・助言件数	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
地域の相談支援事業所の人材育 成の支援件数	0 件	0 件	2 件	2 件	2 件
地域の相談機関との連携強化の 取組の実施回数	0 回	0 回	4 回	4 回	4 回
個別事例の支援内容の検証の実 施回数	0 回	0 回	1 回	1 回	1 回
主任相談支援専門員の配置数	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人

②協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

区分	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
相談支援事業所の参画による 事例検討実施回数	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回
参加事業者・機関数	23 件	18 件	18 件	18 件	18 件
専門部会の設置数	0 件	1 件	1 件	1 件	1 件
専門部会の実施回数	0 回	5 回	5 回	5 回	5 回

5 障害福祉サービス等の質の向上に関する活動指標

区 分		令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制	有無	無	無	無	有
	実施回数	0 回	0 回	0 回	0 回	1 回

第4部 第3期障害児福祉計画

第1章 基本的な考え方

1 障害児福祉計画の基本的な考え方

基本理念である「誰もが優しさをもってふれあい、地域のなかで自分らしく暮らせる、元気あふれるまち」の実現に向けて、障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえて計画を策定します。

(1) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

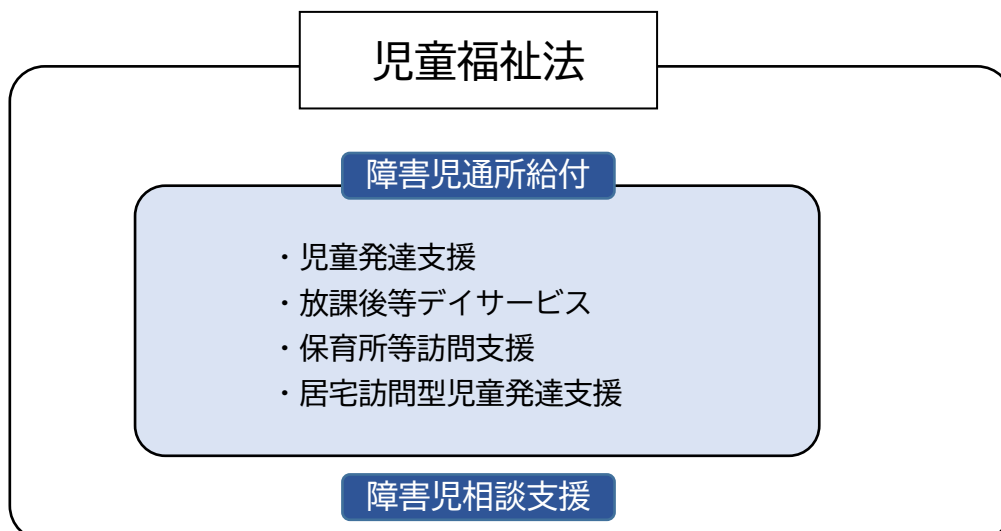
障がいのある児童及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援・障害児相談支援の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて障がいのある児童に対する支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図るとともに、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

(2) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共につくり、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組み、重層的支援体制整備事業の活用も含め体制整備を進めます。

2 サービスの体系



第2章 成果目標

1 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センター設置数等

【指針の目標】

- ①令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合は、圏域の設置であっても差し支えない。

成果目標
東部圏域において、児童発達支援センターを1か所設置します。

- ②令和8年度末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

成果目標
障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う体制を構築します。

【現状と課題】

東部圏域においては、地域にいる障がいのある子どもやその家族への支援や、保育園・幼稚園などの障がいのある子どもを預かる機関との連携・相談・支援を行う児童発達支援センターが設置されていない状況です。障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行う保育所等訪問支援についてもサービス提供体制が整備されていない状況です。

【対策】

重層的な地域生活支援体制の構築を目指すため、令和8年度までに中核となる児童発達支援センターを東部圏域で1か所設置できるよう検討していきます。また保育所等訪問支援についても利用できる体制を構築するためサービス提供事業所の確保に努めます。

(2) 重心児を支援する事業所の確保

【指針の目標】

- ・令和8年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での確保が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。

①児童発達支援事業所数

成果目標
東部圏域において、児童発達支援事業所を1か所確保します。

②放課後等デイサービス事業所数

成果目標
東部圏域において、放課後等デイサービス事業所を1か所確保します。

【現状と課題】

重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した重症心身障害児は、一般の障害児通所支援を受けることが難しい状況にあります。令和3年度に重症心身障害児に対応した放課後等デイサービス事業所が、令和5年度に重症心身障害児に対応した児童発達支援事業所が設置され、サービス提供体制が整備されました。

【対策】

重症心身障害児が身近な地域で支援が受けられるように、市民ニーズを把握し、県や圏域と連携しながら重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の拡充に努めます。

(3) 医療的ケア児等支援のための協議の場

【指針の目標】

- ・令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターの配置を基本とする。各市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与したうえでの圏域での設置であっても差し支えない。

成果目標
東部圏域自立支援協議会（都留市・大月市・上野原市・道志村・丹波山村・小菅村）において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議を継続します。

【現状と課題】

医療技術の進歩等を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後人工呼吸器等を使用し、たん吸引などの医療的ケアが必要な障がい児が増加しています。

【対策】

医療的ケア児が地域で心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるように、連携を図るための協議の場を圏域にて設置し支援の充実を図ります。

第3章 障害児福祉サービスの充実

1 障害児通所支援

サービス名称	サービス内容
児童発達支援	地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立促進や放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等のために児童発達支援等の障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

第3期障害児福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	10	13	16
	延べ利用日数 (人日/月)	48	64	80
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	21	23	25
	延べ利用日数 (人日/月)	233	248	264
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	利用実人数 (人/月)	1	1	1
	延べ利用日数 (人日/月)	2	2	2

2 障害児相談支援

サービス名称	サービス内容
障害児相談支援	障がいのある児童が児童福祉法によるサービス（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

第3期障害児福祉計画（見込値）

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用実人数 (人/月)	6	6	6

第4章 活動指標

国基本指針に基づき、障害児福祉計画の推進に係る活動指標を設定します。

1 医療的ケア児の支援に関する活動指標

区 分	単独／圏域	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (目標)	令和 6年度 (見込)	令和 7年度 (見込)	令和 8年度 (目標数値)
医療的ケア児等 に対する関連分野 支援を調整する コーディネーター の配置人数	単独設置	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

第5部 計画の推進

第1章 計画の推進体制

障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う地域共生社会の実現のため、行政だけでなく、企業、NPO等すべての社会構成員がそれぞれの役割と責任を自覚して、積極的・主体的に取り組むことを目指します。

【計画推進のためのそれぞれの役割】

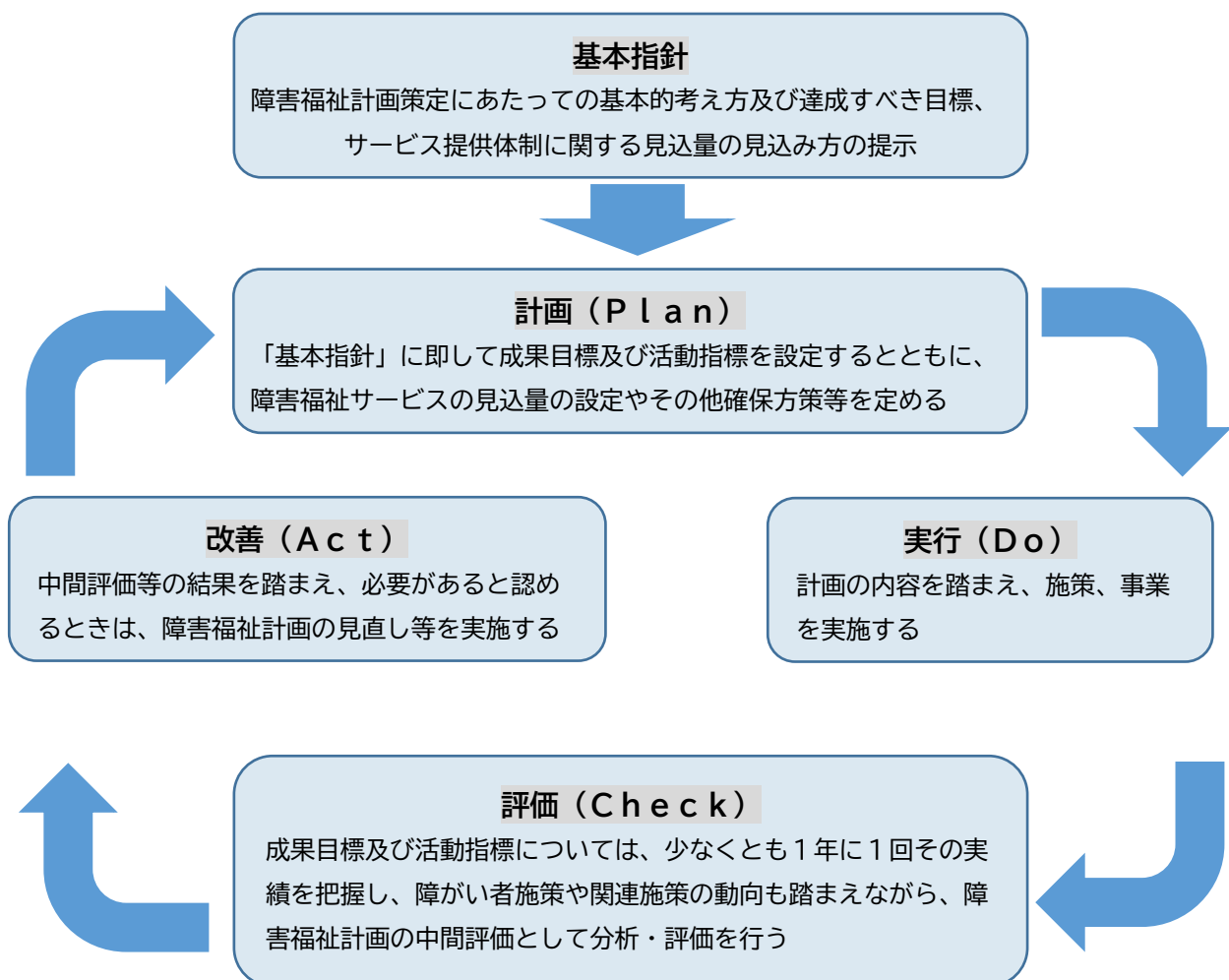
主体	主な役割
市	<ul style="list-style-type: none">・障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の実施・障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供及び自立支援給付の実施
事業所	<ul style="list-style-type: none">・利用者本位のサービス提供・質の高いサービス提供・地域の社会資源としての活用・自己評価の徹底
NPO、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none">・機動力を生かしたサービスの提供 (制度の隙間を埋めるサービスの提供)
企業等	<ul style="list-style-type: none">・新聞、テレビ等を利用した障がいや障がいのある人に対する理解のための広報の強化・ユニバーサルデザインによる環境の創出・障がいのある人の積極的雇用
障がいのある人の家族等	<ul style="list-style-type: none">・障がいのある人の自立を支援・障がいのある人が住み慣れた地域・自宅で暮らせるための協力
障がいのある本人	<ul style="list-style-type: none">・地域社会の一員として、社会活動への積極的参加・計画の策定等における政策決定機会への参加・自らの生活に合ったサービスの選択・利用

また、計画の推進にあたり、本市単独での対応が難しく広域での対応が望ましい福祉サービスについては、近隣の自治体をはじめ、県の設定した障害保健福祉圏域内の自治体と連携し、障がい者施策の推進に努めます。

第2章 計画の進行管理体制

本計画の推進にあたり、本計画に盛り込んだ成果目標及び活動指標について、少なくとも年1回は実績を把握し、障がい者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行います。また、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

【計画におけるPDCAサイクルのイメージ】



資料編

1 都留市障害者計画等策定員会条例

(略)

2 委員名簿

(略)

3 策定経過

(略)

都留市障害者計画

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)

発行／令和6年 月

編集／都留市

福祉保健部 福祉課

〒402-0051 山梨県都留市下谷2516-1

TEL:0554-46-5112

FAX:0554-46-5119